

第1章

国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、我が国企業の海外展開の進展や、新興国での経済発展や知的財産に対する認識の高まりに伴い、知的財産をめぐる社会情勢は大きく変容している。これらの状況について、本章では、特許・実用新案・意匠・商標における国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状の観点から紹介する。

1

特許

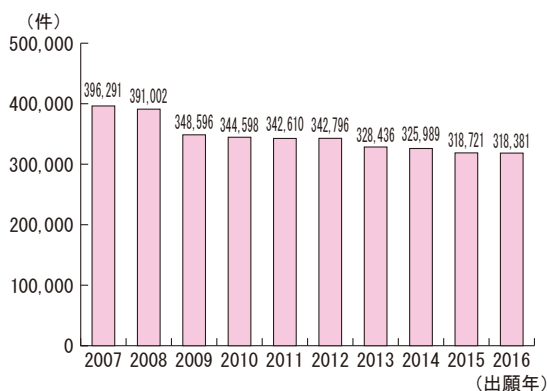
(1) 我が国における特許出願・審査請求等の推移及び特許審査の現状

① 特許出願件数とPCT国際出願¹件数

過去10年間の特許出願件数の推移を見ると、2007年以降漸減傾向で推移しているが、減少幅は縮小しつつあり、2016年は318,381件（前年比0.1%減）であった。他方、日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）の件数は、

2014年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2016年は44,495件（前年比3.2%増）と、過去最高となった。このように、かつては国内偏重の出願構造であったが、現在はPCT国際出願の活用が進んでいる。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していることなどが背景にあるものと考えられる。

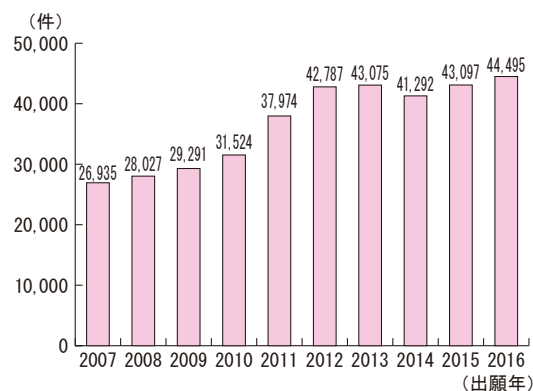
1-1-1図 特許出願件数の推移



（備考）特許出願件数は国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）のうち国内移行した出願件数（基準日は国内書面の受付日）の合計数である。

（資料）統計・資料編 第1章1.

1-1-2図 PCT国際出願件数の推移



（資料）統計・資料編 第3章1.

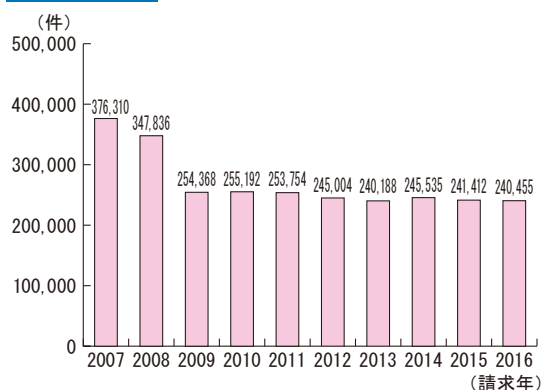
② 審査請求件数

審査請求件数は2009年以降横ばいで推移しており、2016年は240,455件であった。なお、2001年10月以降の出願について審査請求期

間が7年から3年へ短縮されたことに伴い、審査請求件数の一時的な増大が生じていたが、これも2008年9月末をもって終了している。

1 特許協力条約（PCT: Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に同時に 출願したことと同じ効果を与える出願制度となっている。

1-1-3図 審査請求件数の推移



(備考)2009～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付繰延制度を利用しているものが含まれる。

(資料)統計・資料編 第1章1.

③審査の迅速化

特許庁は、2013年度末に一次審査通知までの期間を10.4か月とし、2004年度に掲げた10年目標（平成25年度（2013年度）末までに一次審査通知までの期間を11か月以内とするという目標（FA11））を達成した。その後、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、特許庁は、新たな10年目標として、平成35

年度（2023年度）までに特許の「権利化までの期間¹」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするという目標を設定し、着実に取り組んでいる。

④特許審査実績

2016年の一次審査件数は246,879件となった。また、特許査定件数は191,032件、拒絶査定件数は58,638件、特許登録件数は203,087件となった。なお、2016年の特許査定率の増加は、特許法条約（PLT）への加入に伴う、拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用変更²の影響による、戻し拒絶査定件数の一時的な減少などが要因であると考えられる。

また、日本国特許庁が2016年に国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、2016年のPCT国際出願件数と同様に過去最高の、44,321件となった。

1-1-4図 特許審査実績の推移

単位：件

実 績	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
一 次 審 査 件 数	363,876	369,679	356,179	255,001	235,809	246,879
再 着 審 査 件 数	327,736	338,738	329,409	283,085	237,076	242,904
国 際 調 査 報 告 作 成 件 数	35,633	40,529	42,384	40,079	43,571	44,321
国 際 予 備 審 査 報 告 作 成 件 数	2,198	2,702	2,509	2,190	2,515	2,021
前 置 審 査 件 数	25,739	23,851	23,168	22,972	20,405	18,108
合 計	755,182	775,499	753,649	603,327	539,376	554,233

(備考)前置審査件数は、前置登録件数³、前置報告件数⁴、前置拒絶理由件数の合計。

1-1-5図 最終処分実績の推移

単位：件

実 績	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
特 許 査 定 件 数	220,495	254,502	260,046	205,711	173,015	191,032
拒 絶 査 定 件 数	138,784	120,896	108,544	88,467	66,599	58,638
(うち戻し拒絶査定件数)	84,419	70,297	60,356	41,477	30,173	25,448
FA後取下げ・放棄件数	5,433	5,566	4,090	2,562	2,290	2,207
特 許 登 録 件 数	238,323	274,791	277,079	227,142	189,358	203,087
特 許 査 定 率	60.5%	66.8%	69.8%	69.3%	71.5%	75.8%
拒 絶 査 定 率	39.5%	33.2%	30.2%	30.7%	28.5%	24.2%

(備考)戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。

FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。

特許査定率＝特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）

拒絶査定率＝（拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）

(資料)特許庁作成

1 出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

2 特許出願及び商標登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用の変更について（2016年4月1日開始）
https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/kyozetu_entyou_160401.htm

3 前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数。

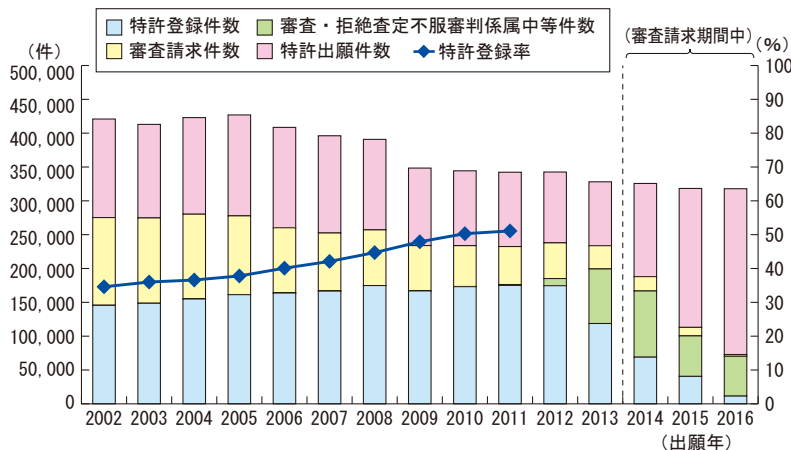
4 前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数。

⑤出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等

出願年別で見ると、特許登録件数は17万件前後を維持している。また、特許出願件数は近年漸減傾向であるものの、審査請求件数はほぼ横ばいを維持している。そして、特許

出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にある。このことから、出願人が特許出願にあたり厳選を行うことが浸透し、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える。

1-1-6図 出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移（2002-2016）



単位：件

出願年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
特許出願件数	420,906	413,008	423,017	426,974	408,569	396,160	390,879	348,429	344,397	342,312	342,589	328,138	325,688	318,345	317,922
審査請求件数	275,276	274,752	280,250	277,797	260,221	252,485	257,116	233,901	233,780	232,471	237,906	233,708	187,992	113,000	72,895
特許登録件数	145,534	148,587	154,942	161,363	163,773	166,611	174,818	166,884	173,166	175,024	174,606	118,734	68,976	40,584	11,466

（備考）特許登録件数の数値は、2017年5月9日時点での暫定値。

2014年から2016年の審査請求件数の数値は、2017年5月9日時点での暫定値。

延長登録出願件数は、特許出願・審査請求・特許登録等の件数には含まれない。

（資料）特許庁作成

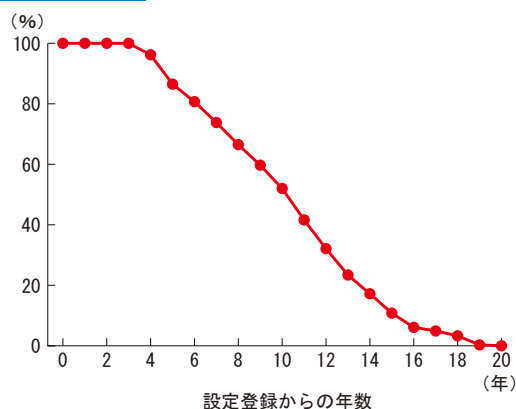
⑥特許権の現存率

日本における特許権の設定登録からの年数毎の現存率は、設定登録から5年後で87%、10年後で52%、15年後で11%程度に減少している。

日本における内国出願人の特許保有件数は

増加傾向にあり、2016年末に164万件に達し、2007年の109万件の約1.5倍となった。外国出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、2016年末に34万件に達し、2007年の12万件の約2.8倍となった。

1-1-7図 特許権の現存率

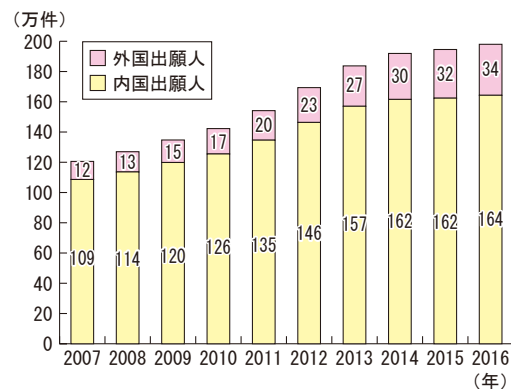


（備考）・現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。
・2016年末現在の数字である。

（資料）統計・資料編 第2章 19. (2)

1-1-8図

内外国出願人別の現存特許権数の推移



（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。

（資料）統計・資料編 第2章 19. (1)

(2)主要国・機関における特許出願・登録動向

①世界の特許出願件数

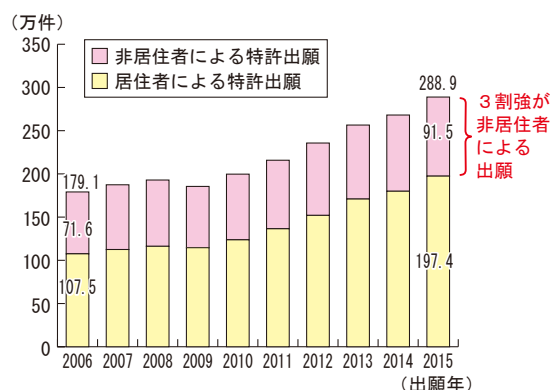
2006年に179.1万件であった世界の特許出願件数は、この10年間で1.6倍に増加し、2015年には288.9万件に達した。2009年の世界の特許出願件数は居住者、非居住者共に減少していたが、2010年以降増加に転じており、2015年は前年比7.8%増となっている。2015年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国人による中国国家知識産権局（SIPO）への特許出願件数の大幅な増加によるものである。2015年の世界の特許出願件数においては、米国特許商標庁（USPTO）、日本国特許庁（JPO）がこれに続いている（1-1-17図参照）。

非居住者による特許出願件数を見ると、この10年間で1.3倍に増加し、2015年には91.5万件に達した。特に、非居住者による特許出願のうちPCT国際出願の国内移行件数は、2006年に34.9万件であったのに対し、2015年には52.1万件となっており、PCT国際出願制度の利用が活発化したことがうかがえる。

②世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。2006年には75.6万件であったが、この10年間で約1.6倍に増加し、2015年には124.1万件であった。この世界の特許登録件数のうち非居住者による登録は、この10年間で約1.6倍に増加し、2015年には全体の4割弱を占める状況にある。2015年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、中国居住者による特許登録件数は27.8万件と最も多く、日本27.0万件、米国25.2万件と続いている。また、日本居住者による特許登録件数のうち、約4割は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる。

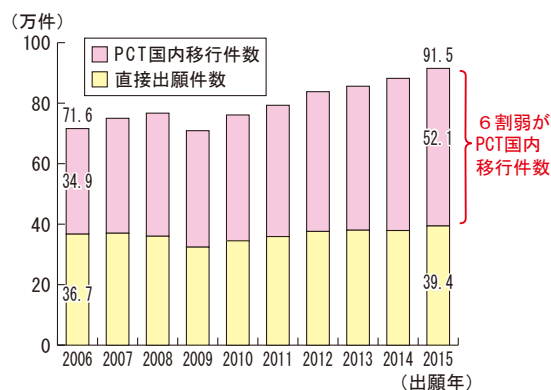
1-1-9図 世界の特許出願件数の推移



(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

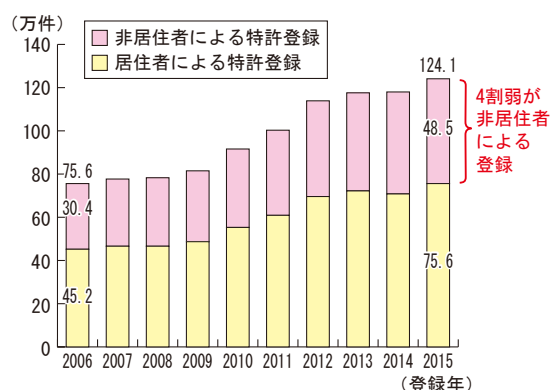
1-1-10図

非居住者による特許出願件数の
出願ルート別内訳の推移



(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

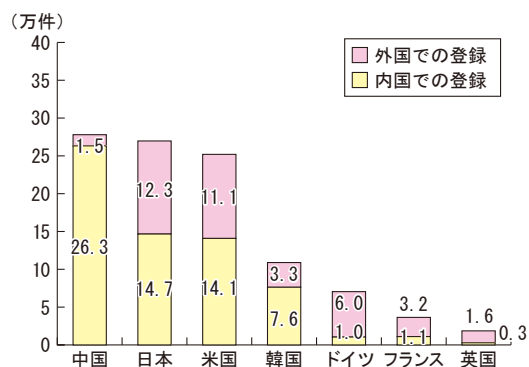
1-1-11図 世界の特許登録件数の推移



(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-12図

出願人居住国別の世界での特許登録件数
(外国 / 内国) (2015 年)

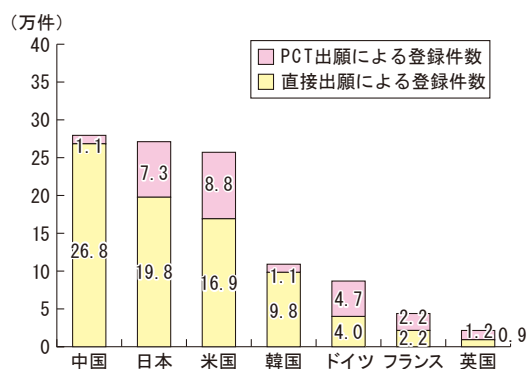


(備考) 居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-13図

出願人居住国別の世界での特許登録件数
(PCT 国際出願 / 直接出願) (2015 年)



(備考) 居住国は筆頭出願人の居住国である。

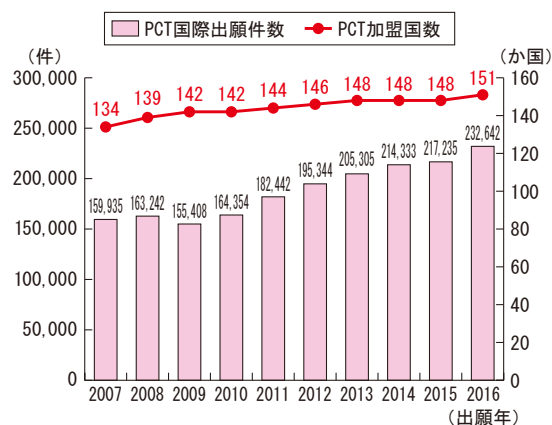
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

③世界のPCT 国際出願件数

PCT 国際出願件数は、2009 年以降増加しており、2016 年は 232,642 件と、前年に引き続き過去最高となった。

1-1-14図

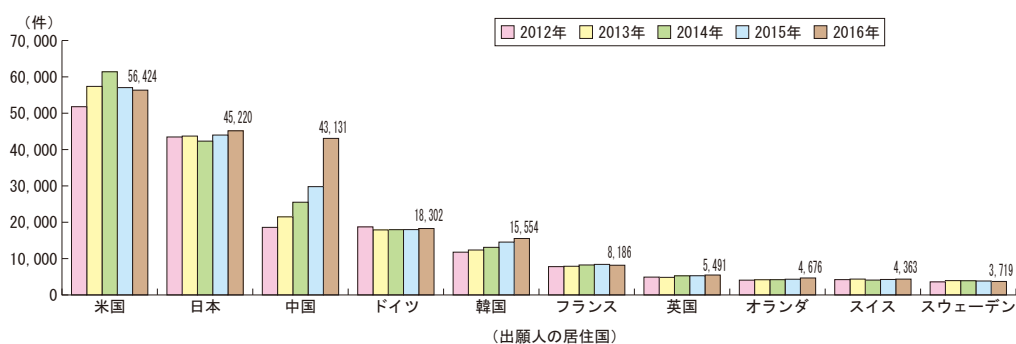
PCT 加盟国数及び PCT 国際出願件数の推移



(資料) WIPO ウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

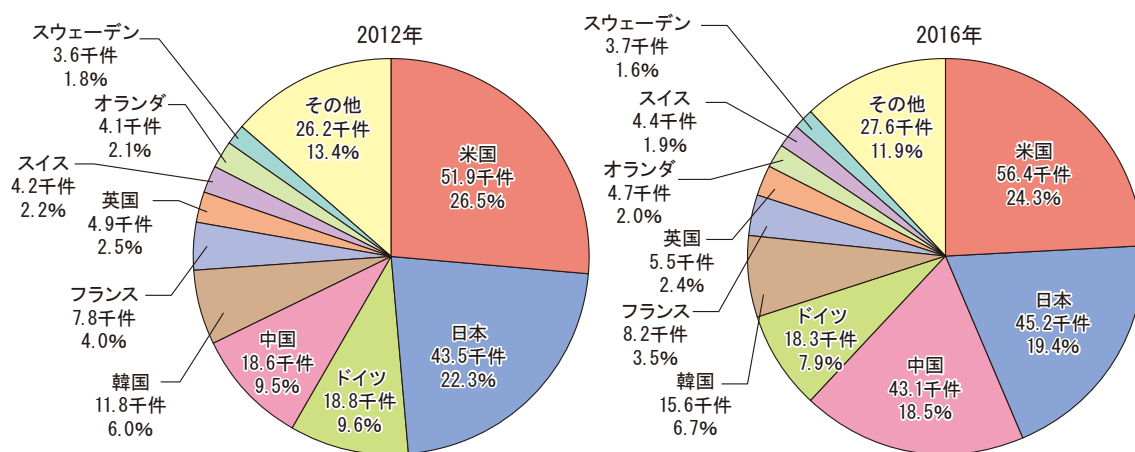
PCT 国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2016 年の日本からの出願件数は、2012 年から 3.9% 増の 45,220 件と、過去最高を記録し、引き続き第 2 位となっている。この日本からの PCT 国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT 国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。また、2016 年の中国からの PCT 国際出願件数は前年比 44.5% 増を記録した。出願人居住国別の割合を見ると、2012 年と 2016 年のいずれにおいても上位 10 か国で全体の約 86% 以上を占めている。米国は全体の 24.3% を占め、引き続き第 1 位となっている。

1-1-15図 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の推移



(備考)各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。
 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-16図 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の割合 (2012 年と 2016 年の比較)



(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

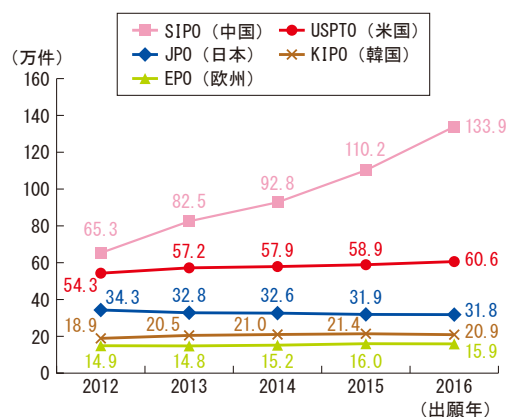
④五大特許庁における特許出願件数

五大特許庁（日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO））における特許出願件数の動向を示す。

2016 年の JPO における出願件数は 31.8 万件であり、前年より微減した。五大特許庁の中では、前年と同様 SIPO における出願件数の増加が際立っている（前年比 21.5%増）。

1-1-17図

五大特許庁における特許出願件数の推移



(資料) 下記を基に特許庁作成

JPO 統計・資料編 第1章 1.

USPTO USPTO ウェブサイト (2012~2015 年) 及び USPTO 提供資料 (暫定値) (2016 年)

EPO EPO Annual Report 2016 (European patent applications 参照)

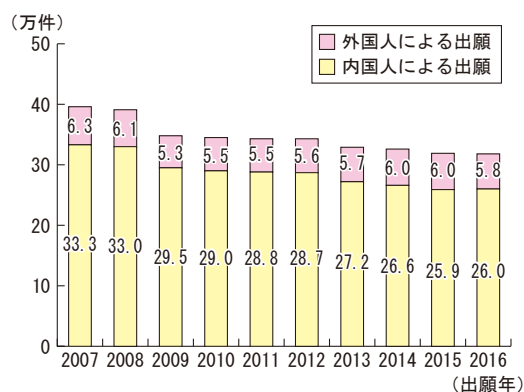
SIPO SIPO ウェブサイト

KIPO KIPO ウェブサイト

⑤五大特許庁における特許出願構造

JPO、SIPO 及び KIPO では内国人による出願が多く、特に、SIPO における内国人による出願件数は、近年大きく増加しているのに対して、USPTO 及び EPO では外国人（EPO の場合は EPC 加盟国以外の出願人）による出願がほぼ半数を占めている。

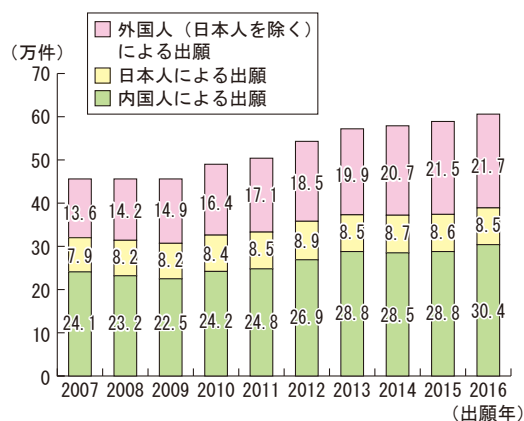
1-1-18図 JPO における特許出願構造



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第2章 4. (1)

1-1-19図 USPTO における特許出願構造

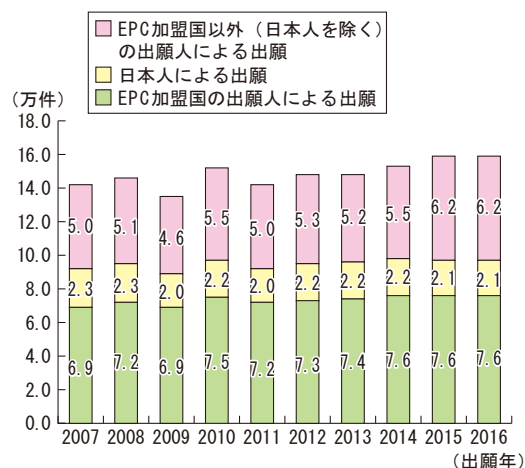


(備考) Utility Patent が対象。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) USPTO ウェブサイト (2007 年～2015 年) 及び USPTO 提供資料 (暫定値) (2016 年) を基に特許庁作成

1-1-20図 EPO における特許出願構造

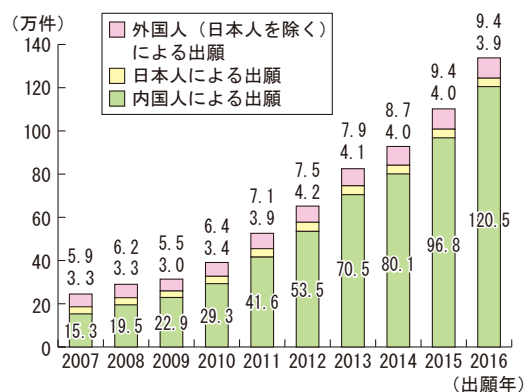


(備考) EPC 加盟国は各年末における加盟国。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) EPO Annual Report 2016 を基に特許庁作成

1-1-21図 SIPO における特許出願構造



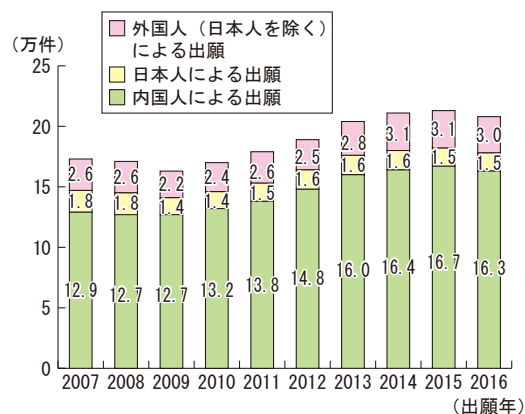
(備考) 「内国人による出願」には、台湾から SIPO への出願件数を含む。

2016 年台湾からの出願件数 10,283 件。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) SIPO Annual Report 及び SIPO ウェブサイトを基に特許庁作成

1-1-22図 KIPO における特許出願構造



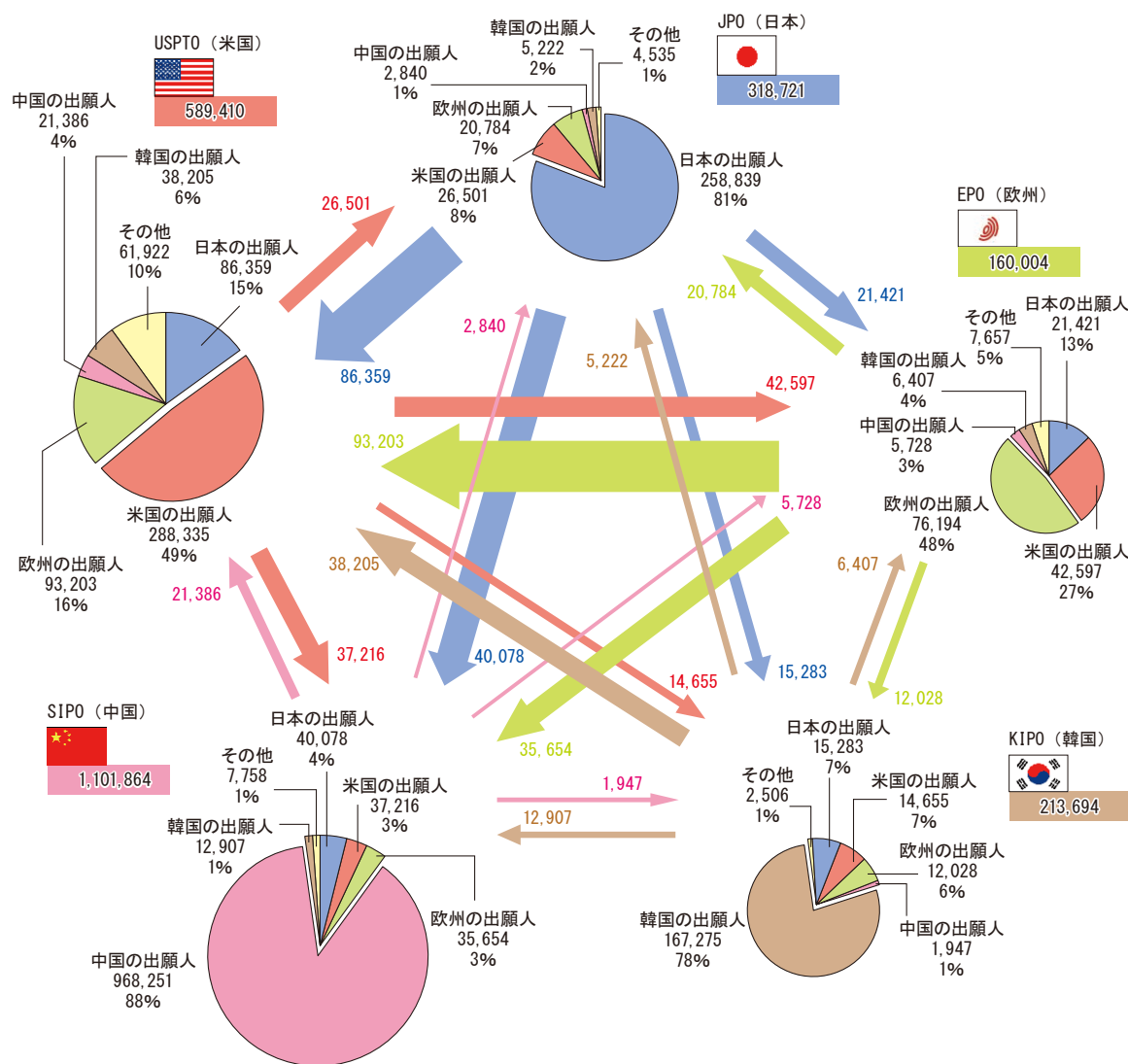
(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) KIPO Annual Report (2007～2016 年) を基に特許庁作成

⑥ 五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数

2015 年における五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数を見ると、日本からの出願・登録は、USPTO、SIPO、EPO、KIPO の順に多く、一方で、JPO への出願は、米国、欧州、韓国、中国の順であり、特に、中国から JPO への出願・登録の件数と比較して、日本から SIPO への出願・登録の件数が多い。

1-1-23図 五大特許庁間の特許出願状況（2015 年）¹



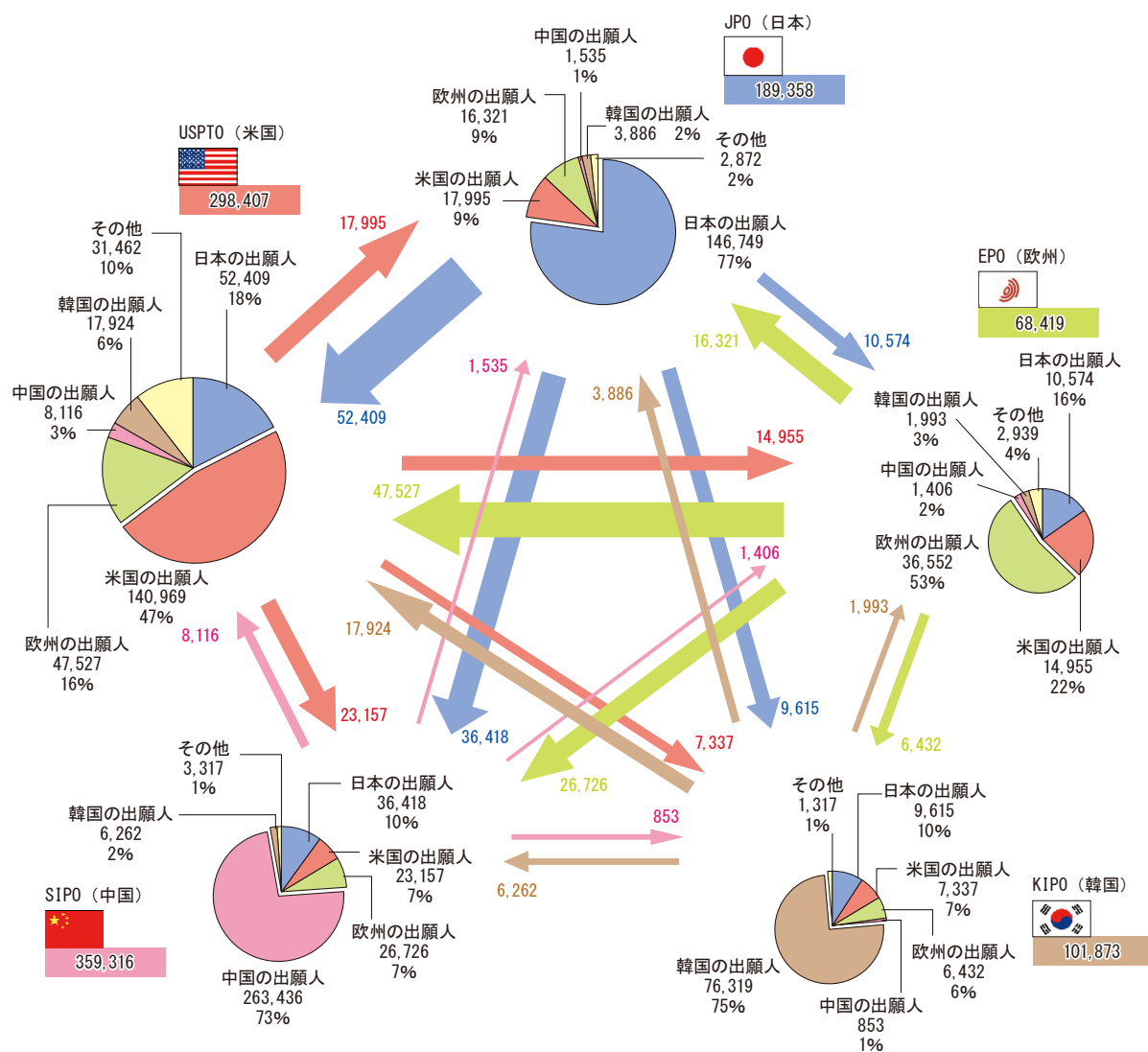
(備考) ・USPTOはUtility Patentが対象
 ・枠内の数値は、各国・機関における2015年の特許出願件数の合計を示す。
 ・欧州からの件数は、2015年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数を示す。
 ・EPOへの件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への出願件数は含まれていない。
 ・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

JPO 統計資料編 2016年版 第4章 2. (1)
 USPTO USPTO ウェブサイト
 EPO EPO Annual Report 2016
 SIPO SIPO ウェブサイト
 KIPO KIPO ウェブサイト

1 特許庁「平成28年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」において、優先権主張年2012年にて一部の分野別の図を掲載
https://www.jpo.go.jp/shiryou/pdf/gidou-houkoku/h28/28_macro.pdf

1-1-24図 五大特許庁間の特許登録状況（2015年）



(備考)・USPTOはUtility Patentが対象

- ・枠内の数値は、各国・機関における2015年の特許登録件数の合計を示す。
- ・欧州からの件数は、2015年末時点のEPC加盟国の出願人による登録件数を示す。
- ・EPOへの件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への登録件数は含まれていない。
- ・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

- JPO 統計資料編2016年版 第4章3.(1)
- USPTO USPTOウェブサイト
- EPO EPO Annual Report 2016
- SIPO SIPOウェブサイト
- KIPO KIPOウェブサイト

⑦五大特許庁の一次審査通知までの期間と最終処分期間

各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の2015年平均は、1-1-25図のとおりである。

なお、各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている。例えば、一次審査通知までの期間の定義は、JP0では審査請求日から一次審査までの平均期間であるが、EP0では出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値、SIPOでは審査請求後の実体審査開始（実体審査開始の通知書の発行）から一次審査までの平均期間となっている。詳細は、1-1-25図の備考を参照されたい。

1-1-25図

五大特許庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2015年平均）

	一次審査通知までの期間	最終処分期間
JP0（日本国特許庁）	9.7か月	15.0か月
USPTO（米国特許商標庁）	16.4か月	26.3か月
EP0（欧州特許庁）	9.4か月	26.9か月
SIPO（中国国家知識産権局）	12.8か月	21.9か月
KIPO（韓国特許庁）	10.0か月	16.1か月

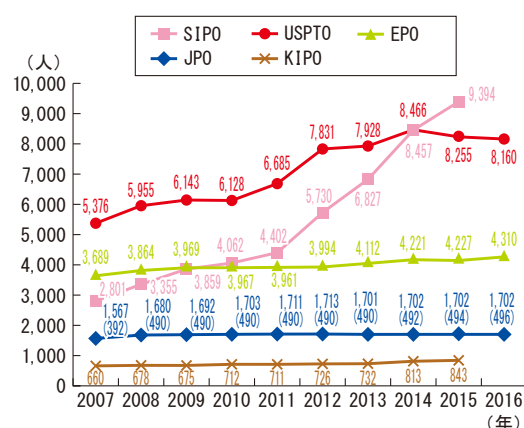
（備考）・JP0の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2015年度平均。
 ・JP0及びKIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。
 ・USPTOの一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
 ・EP0の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
 ・SIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
 ・JP0の最終処分期間、すなわち権利化までの期間（標準審査期間）は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（出願人が補正等をするに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く）。
 ・USPTOの最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（植物特許、再審査を含む）。
 ・EP0の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
 ・SIPOの最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
 ・KIPOの最終処分期間は、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間（総月数）を各年の最終処分件数で除した値。

（資料）IP5 Statistics Report 2015を基に特許庁作成

⑧五大特許庁の特許審査官数

必要な審査体制の整備、強化を図るにあたり各庁は審査官の増員を行っており、2007年から2016年までの10年間で、USPTOは2,784人、EP0は621人の審査官増員を行った。また、SIPOは、2007年から2015年までの間で6,593人の審査官増員を行った。JP0も、2007年から2016年までの10年間で135人の審査官増員を行った。

1-1-26図 五大特許庁の審査官数の推移



（備考）JP0の2007年～2016年の括弧内は任期付審査官数

（資料）下記を基に特許庁作成

USPTO Annual Report 2016

SIPO A BRIEF INTRODUCTION AND REVIEW 2016

EP0 IP5 Statistics Report 2015及びEP0 Annual Report 2016

JP0 統計・資料編 第5章4.

KIPO IP5 Statistics Report 2015

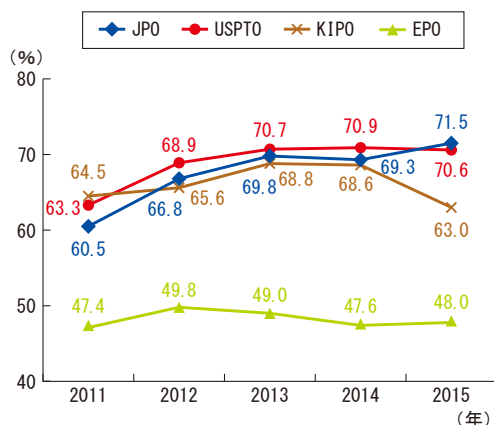
⑨主要特許庁の特許査定率

JPO 及び EP0 の特許査定率は増加傾向にあり、2015 年はそれぞれ前年比 2.2 ポイント、0.4 ポイント増の 71.5%、48.0%であった。他方、2015 年の USPTO、KIPO の特許査定率はそれぞれ前年比 0.3 ポイント、5.6 ポイント減の 70.6%、63.0%であった。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている (1-1-27 図の備考参照)。

1-1-27図

主要国特許庁の特許査定率の推移



(備考) 各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。

(各年における処理件数が対象)

- ・ JPO 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ・放棄件数)
- ・ USPTO 特許証発行件数 / 処理件数
- ・ EPO 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 放棄件数)
- ・ KIPO 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ件数)

※ SIPO は特許査定率を公表していない。

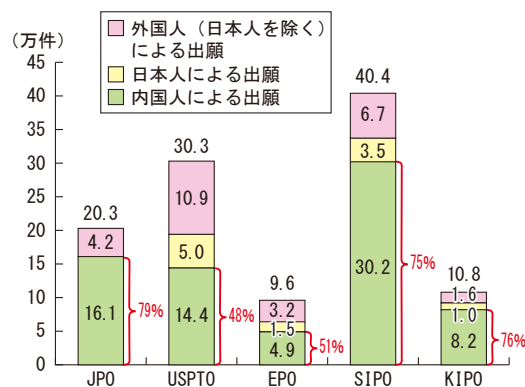
(資料) IP5 Statistics Report 2015 を基に特許庁作成

⑩主要特許庁における特許登録構造及び EP0 における特許査定構造

JPO、SIPO、KIPO では内国人による登録はそれぞれ 79%、75%、76%を占めているのに対し、USPTO 及び EP0 では内国人による登録は 5 割程度であり、登録構造に大きな違いが見られる。

1-1-28図

主要特許庁における特許登録件数及び EP0 における特許査定件数 (2016 年)



(備考) EPC 加盟国は各年末における加盟国

EP0 については、特許査定件数を記載。また、EP0 の内国人とは、EP0 加盟国の出願人を意味する。

各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

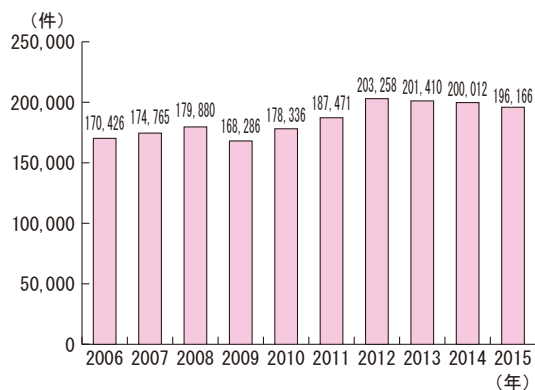
- JPO 統計資料編 第2章 4. (1)
- USPTO USPTO 提供資料 (暫定値)
- SIPO SIPO ウェブサイト
- KIPO KIPO 提供資料 (暫定値)
- EPO EPO Annual Report 2016

⑪日本から海外への特許出願件数

日本から海外への特許出願件数は、2012 年以降横ばいで推移しており、2015 年は 196,166 件であった。

1-1-29図

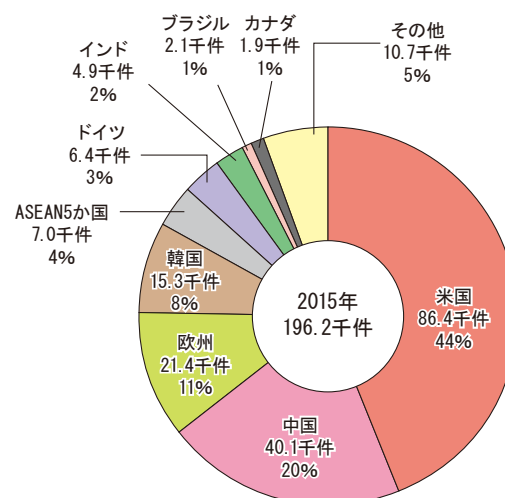
日本から海外への特許出願件数の推移



(備考) 件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-30図

日本から海外への特許出願件数の割合 (2015 年)



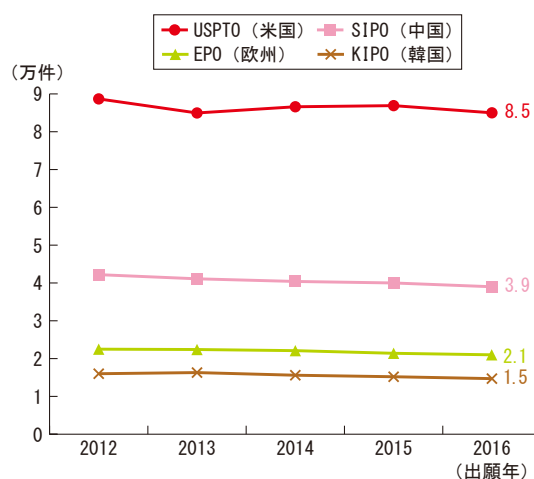
(備考) 件数は下記資料の定義に従っている。ASEAN 5 か国：シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

⑫日本人による主要特許庁への特許出願件数

2016 年の日本人による主要特許庁への特許出願件数は、それぞれ USPTO へ 85,313 件 (前

年比 1.2%減)、SIPO へ 39,207 件 (同 2.2%減)、EPO へ 21,007 件 (同 1.9%減)、KIPO へ 14,773 件 (同 3.3%減) であった。

1-1-31図 日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移



単位：件

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
USPTO(米国)	88,686	84,967	86,691	86,359	85,313
SIPO(中国)	42,278	41,193	40,460	40,078	39,207
EPO(欧州)	22,490	22,405	22,118	21,421	21,007
KIPO(韓国)	16,004	16,300	15,653	15,283	14,773

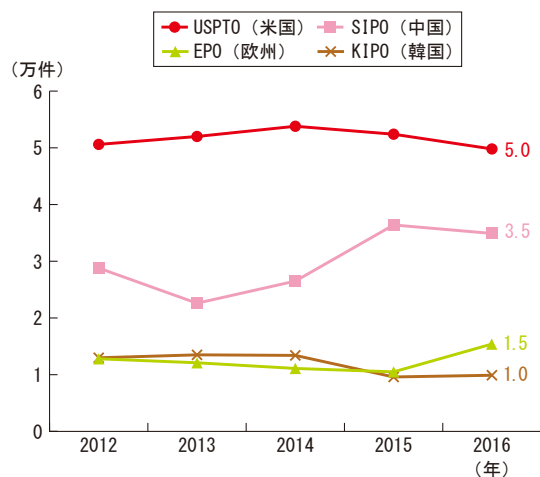
(備考) USPTO Utility Patent が対象。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 下記を基に特許庁作成
USPTO USPTO ウェブサイト(2012～2015 年)及び USPTO 提供資料(暫定値)(2016 年)
SIPO SIPO ウェブサイト
EPO EPO Annual Report 2016
KIPO KIPO Annual Report(2012～2015 年)及び KIPO 提供資料(暫定値)(2016 年)

⑬日本人による主要特許庁での特許登録件数

2016年の日本人による主要特許庁での特許登録件数は、それぞれ USPTO において 49,800

件（前年比 5.0%減）、SIPO において 34,967 件（同 4.0%減）、EPO において 15,395 件（同 45.6%増）、KIPO において 9,662 件（同 3.6%増）であった。

1-1-32図 日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移



単位：件

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
USPTO(米国)	50,677	51,919	53,849	52,409	49,800
SIPO(中国)	28,847	22,609	26,501	36,418	34,967
EPO(欧州)	12,856	12,135	11,120	10,574	15,395
KIPO(韓国)	12,980	13,514	13,432	9,615	9,962

（備考）・ USPTO Utility Patent が対象。

・ EPO 特許査定件数を表す。

・ 各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

（資料）下記を基に特許庁作成

USPTO USPTOウェブサイト(2012～2015年)及びUSPTO提供資料(暫定値)(2016年)

SIPO SIPOウェブサイト

EPO Annual Report 2016

KIPO KIPO Annual Report(2012～2015年)及びKIPO提供資料(暫定値)(2016年)

⑭外国人による日本への特許出願件数

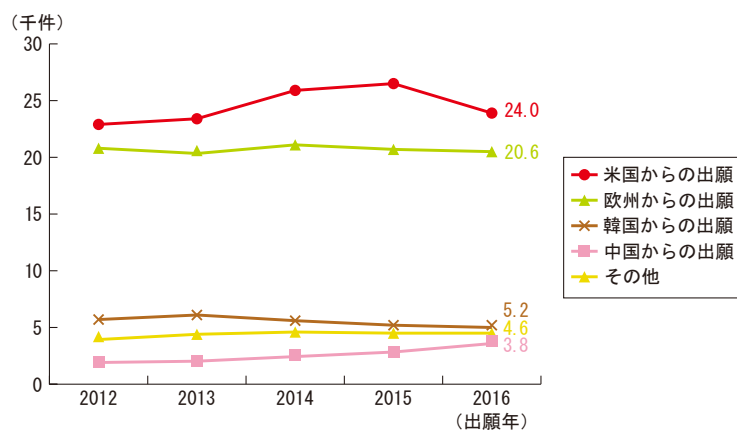
2016年の外国人による日本への特許出願件数は、前年からほぼ横ばいの 58,137 件であった。このうち、米国と欧州からの出願が全体の 77%を占め、それぞれ前年比 9.5%減の 23,979 件、前年比 1.0%減の 20,568 件であった。韓国からの出願は、前年からほぼ横ばいの 5,216 件であり、全体の 9.0%を占めた。また、中国からの出願は、近年増加傾向にあり、2016年は前年比 34.2%増の 3,810 件であった。しかしながら、中国からの出願が全体に占める割合は 6.6%であり、欧米や韓国からの出

願と比べると依然として少ない。

⑮外国人による日本での特許登録件数

2016年の外国人による日本での特許登録件数は、前年比 0.4%減の 42,444 件であった。このうち、米国と欧州からの出願に基づく登録が全体の 78.5%を占めた。韓国からの出願に基づく登録は 4,292 件であり、全体の 10.1%を占めた。また、中国からの出願に基づく登録は、前年比 19.3%増の 1,832 件であり、全体に占める割合は 4.3%である。

1-1-33図 外国人による日本への特許出願件数の推移



単位: 件

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	対合計比 (2016 年)
米国からの出願	22,922	23,481	25,998	26,501	23,979	41.2%
欧州からの出願	20,899	20,604	21,150	20,784	20,568	35.4%
韓国からの出願	5,708	6,134	5,682	5,222	5,216	9.0%
中国からの出願	2,022	2,064	2,531	2,840	3,810	6.6%
その他	4,232	4,422	4,669	4,535	4,564	7.9%
合計	55,783	56,705	60,030	59,882	58,137	

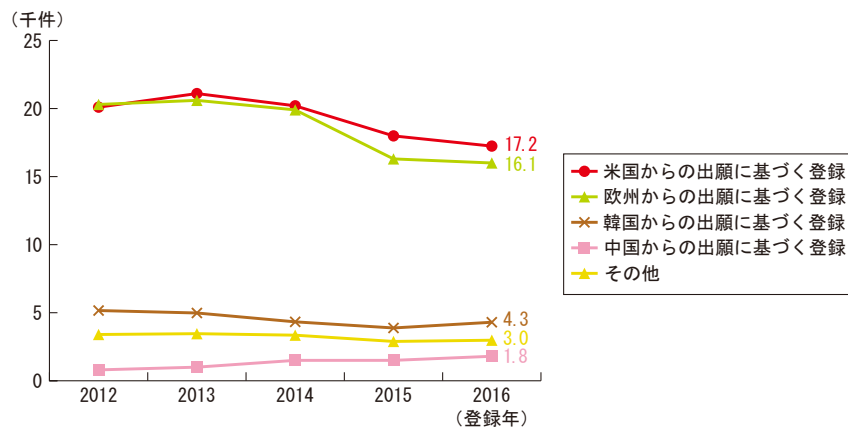
(備考)・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。

・表中の件数は、直接出願件数及び PCT 国内移行件数を含む。

・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料)統計・資料編 第4章2.(1)を基に特許庁作成

1-1-34図 外国人による日本での特許登録件数の推移



単位: 件

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	対合計比 (2016 年)
米国からの出願に基づく登録	20,103	21,131	20,229	17,995	17,248	40.6%
欧州からの出願に基づく登録	20,329	20,679	19,917	16,301	16,086	37.9%
韓国からの出願に基づく登録	5,165	4,984	4,336	3,886	4,292	10.1%
中国からの出願に基づく登録	822	1,243	1,560	1,535	1,832	4.3%
その他	3,455	3,471	3,350	2,892	2,986	7.0%
合計	49,874	51,508	49,392	42,609	42,444	

(備考)・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。

・表中の件数は、直接出願及び PCT 国内移行に基づく登録件数を含む。

・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料)統計・資料編 第4章3.(1)を基に特許庁作成

(3)新興国における特許出願動向

①BRICSにおける特許出願動向

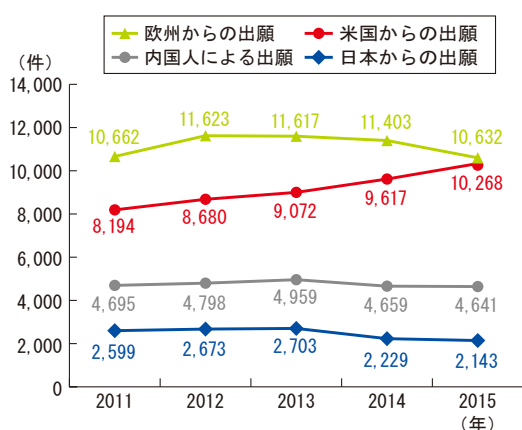
ブラジル、ロシア、南アフリカにおける過去5年間の特許出願件数の推移には、大きな傾向の変化はないが、いずれも米国からの出願件数が増加傾向にある。また、ロシアでは内国人による出願件数が回復している。インドにおいては、近年、欧州、日本からの出願が頭打ちとなっているものの、内国人、米国による出願件数は増加傾向にある。また、中国においても、内国人による特許出願件数が大きな伸びを示しており、この伸びが世界の特許出願件数第1位となった大きな要因と

なっている。

また、出願人国籍別の特許出願件数割合を見ると、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が小さく、ブラジル15%、インド27%、南アフリカ12%となっている。他方、ロシア、中国では内国人による出願割合がそれぞれ64%、90%に達している。外国からの出願について見ると、ブラジル、ロシア、インド、南アフリカでは米国からの出願が最も多く、日本又はドイツがこれに続く。中国では、外国からの出願のうち日本からの出願が最も多くなっている。

1-1-35図

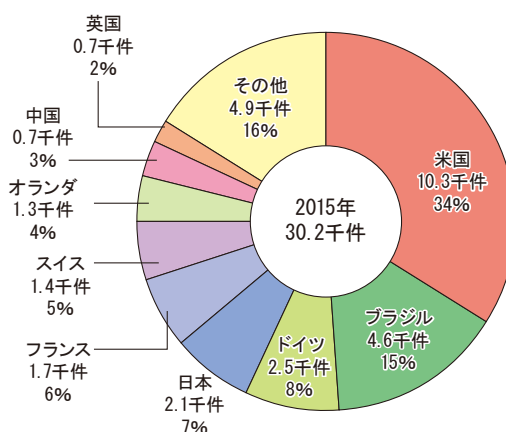
ブラジルにおける特許出願件数の推移



(備考) 欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-36図

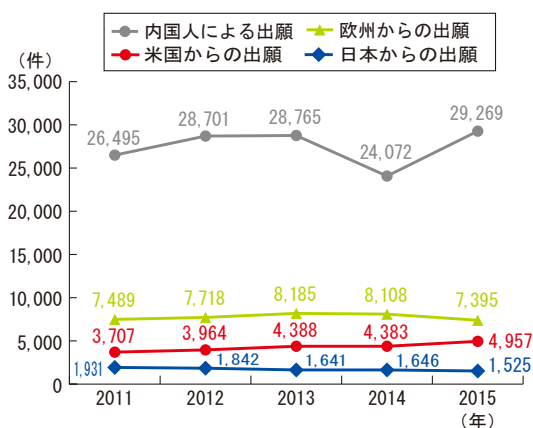
ブラジルにおける特許出願件数割合



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-37図

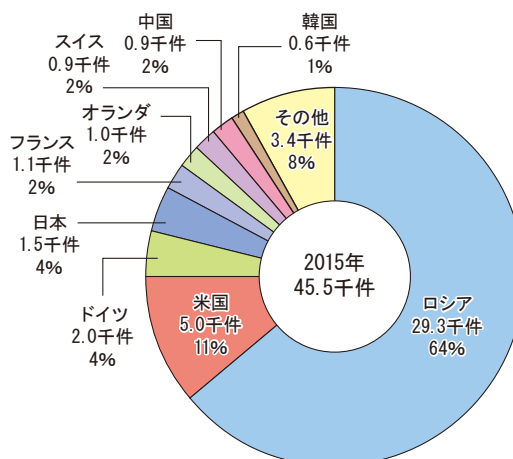
ロシアにおける特許出願件数の推移



(備考) 欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-38図

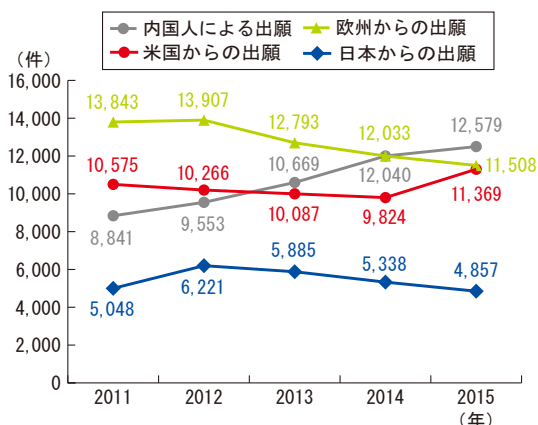
ロシアにおける特許出願件数割合



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-39図

インドにおける特許出願件数の推移

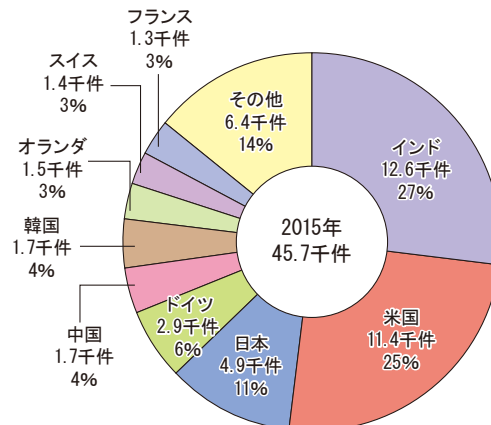


(備考) 欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-40図

インドにおける特許出願件数割合

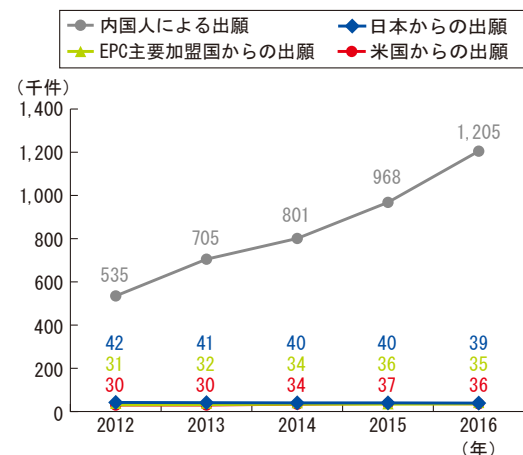


(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-41図

中国における特許出願件数の推移



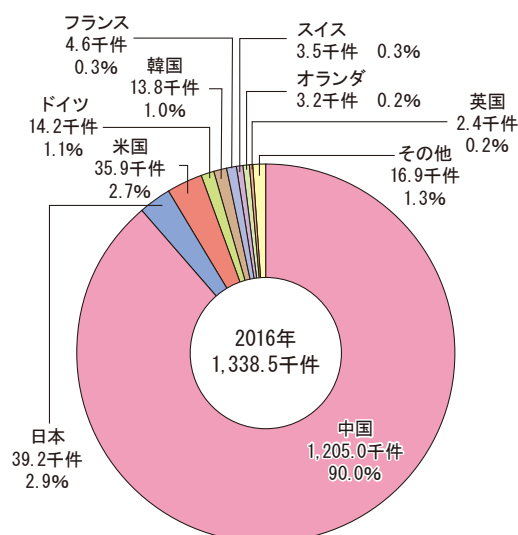
(備考) 「内国人による出願」には、台湾から SIPO への出願件数を含む。
 「EPC 主要加盟国」は SIPO ウェブサイト (<http://www.sipo.gov.cn/>) による。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) SIPO ウェブサイト (2012～2016 年) を基に特許庁作成

1-1-42図

中国における特許出願件数割合

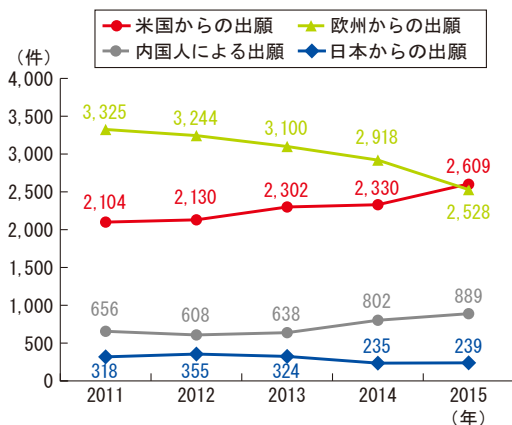


(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) SIPO ウェブサイトを基に特許庁作成

1-1-43図

南アフリカにおける特許出願件数の推移

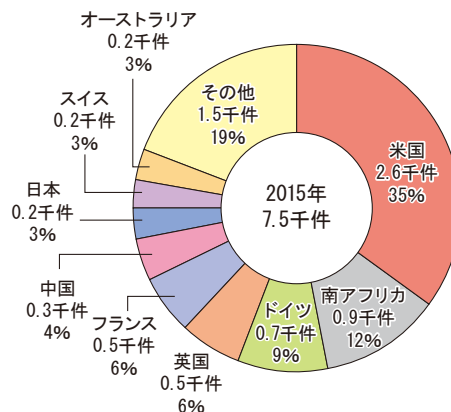


(備考) 欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-44図

南アフリカにおける特許出願件数割合



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ASEANにおける特許出願動向

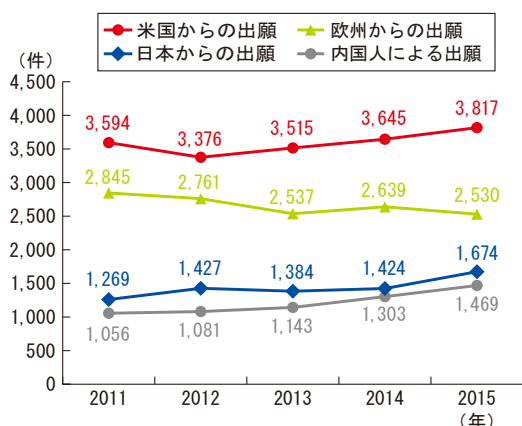
ASEAN 主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における特許出願（マレーシア、ベトナムについては実用新案登録出願を含む）について見ると、日本はインドネシア、タイ、ベトナムにおいて、米国はシンガポール、マレーシア、フィリピンにおいて、海外からの出願件数トップの地位を占めている。また、日本からの出願件数は、シンガポールにおいてほぼ横ばいで

推移している一方、インドネシア、タイ、ベトナムにおいては近年大きく伸びている。

出願人国籍別の特許出願件数割合を見ると、インドネシア、タイ、ベトナムでは日本からの出願割合、それ以外の国では米国からの出願割合が大きいことが分かる。内国人による出願割合について見ると、マレーシアの17%が最大であり、フィリピンの10%が最小である。また、外国からの出願について見ると、全ての国で、米国、日本が上位に入っている。

1-1-45図

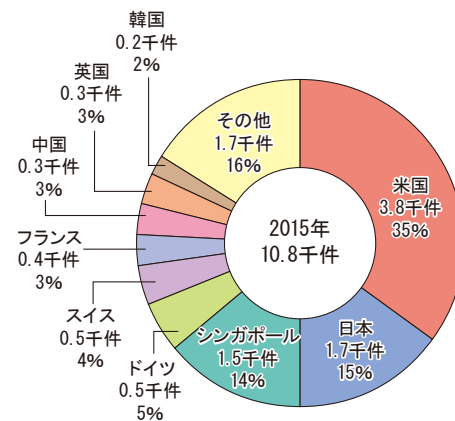
シンガポールにおける特許出願件数の推移



（備考）欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 （資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-46図

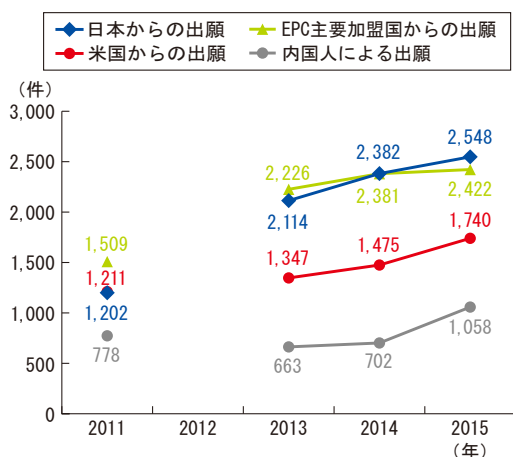
シンガポールにおける特許出願件数割合



（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 （資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-47図

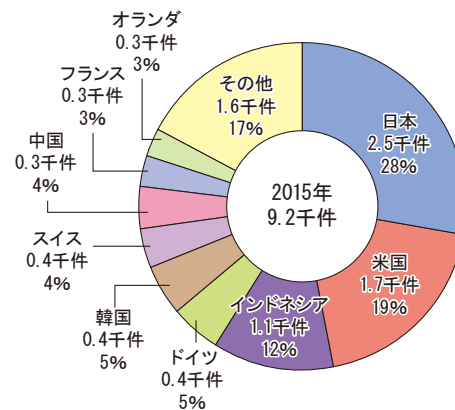
インドネシアにおける特許出願件数の推移



（備考）「EPC 主要加盟国」 DGIPIR ウェブサイト (<http://statistik.dgip.go.id/statistik/production/>) による。2012 年の米国、欧州、日本、内国人からの出願件数の数値については下記資料にないため不明。
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 （資料）DGIPIR ウェブサイト（2011 年）及び WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-48図

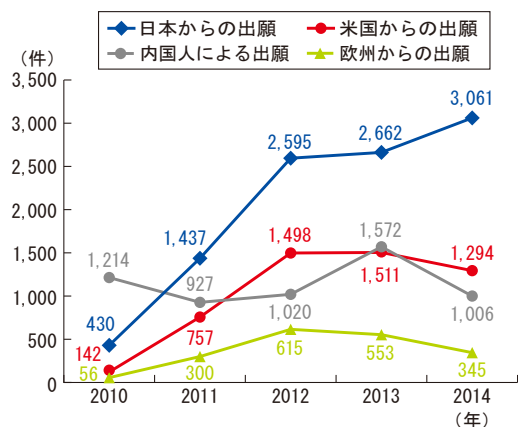
インドネシアにおける特許出願件数割合



（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 （資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-49図

タイにおける特許出願件数の推移

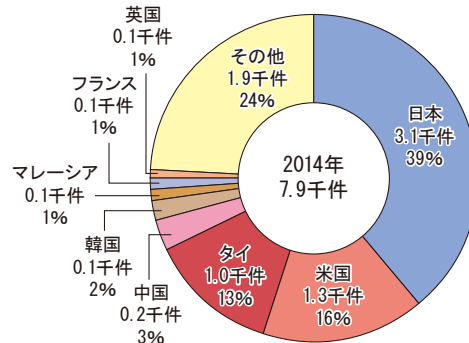


(備考) 欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-50図

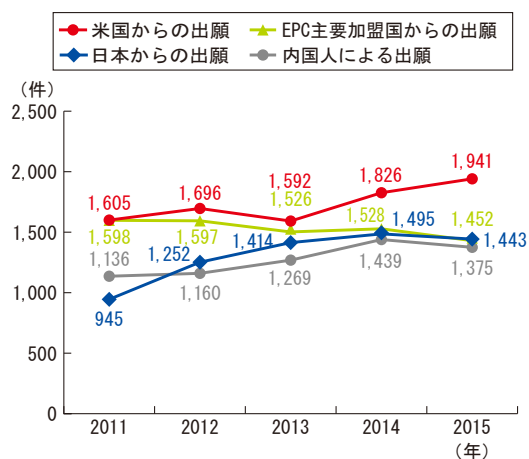
タイにおける特許出願件数割合



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-51図

マレーシアにおける特許及び
実用新案登録出願件数の推移

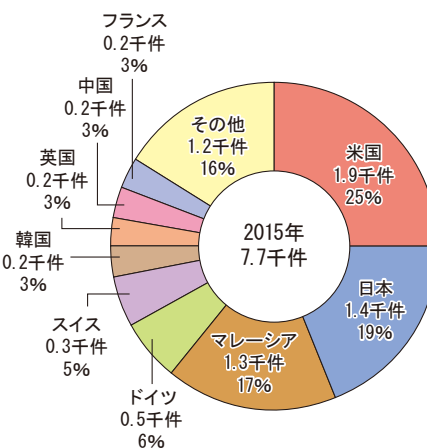
(備考) 「EPC 主要加盟国」は MyIPO ウェブサイト (<http://www.myipo.gov.my/>) による。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) MyIPO ウェブサイト (<http://www.myipo.gov.my/en/statistic-application-registration/>) を基に特許庁作成

1-1-52図

マレーシアにおける特許出願件数割合

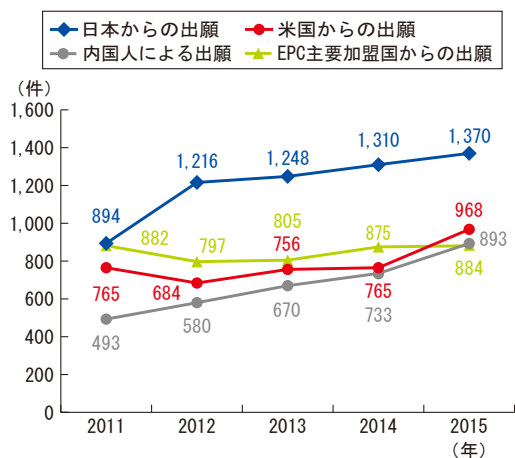


(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-53図

ベトナムにおける特許及び実用新案登録出願の推移



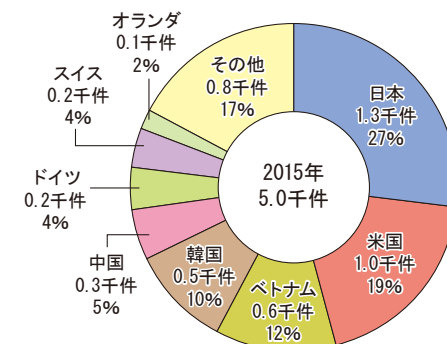
(備考)「EPC 主要加盟国」はNOIP Annual Report 2014 (<http://www.noip.gov.vn/>) による。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)NOIP Annual Report (2011～2015年)を基に特許庁作成

1-1-54図

ベトナムにおける特許出願件数割合

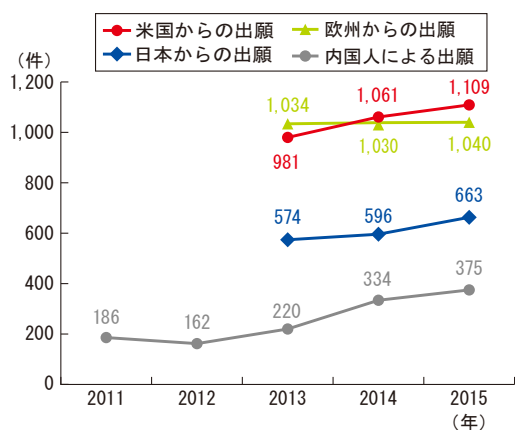


(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-55図

フィリピンにおける特許出願件数の推移



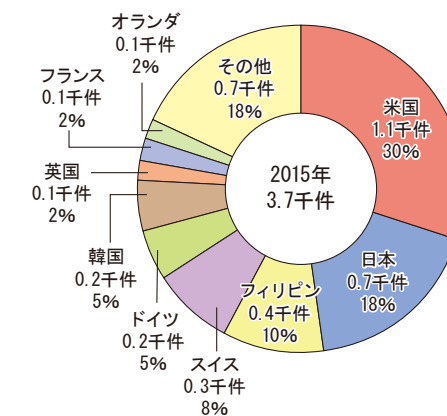
(備考) 欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。
2011年、2012年の米国、欧州、日本からの出願件数の数値については下記資料にないため不明。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-56図

フィリピンにおける特許出願件数割合



(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

2

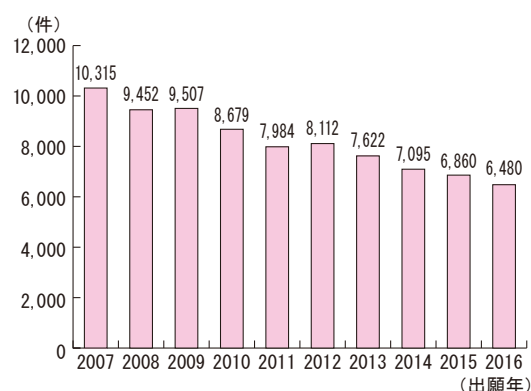
実用新案

(1)我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状

①実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

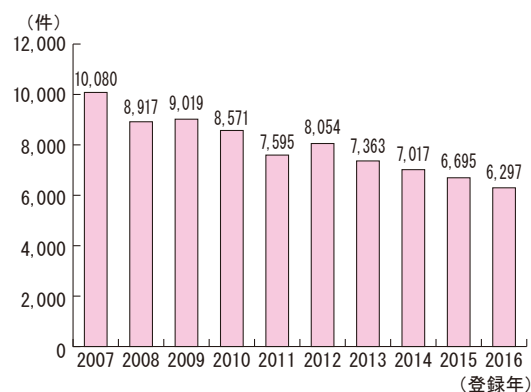
実用新案登録出願件数は、この10年間減少傾向にあり、2016年は6,480件であった。実用新案登録件数も同様に減少傾向にあり、2016年は6,297件であった。

1-1-57図 実用新案登録出願件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章3.

1-1-58図 実用新案登録件数の推移



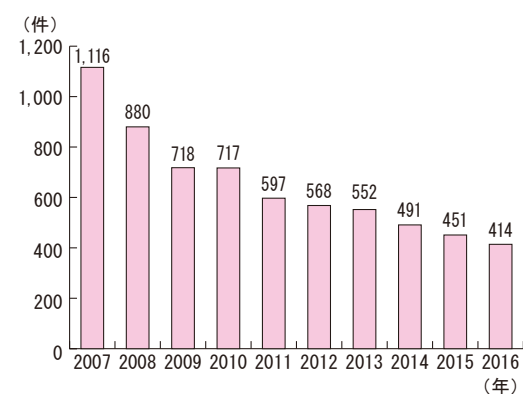
(資料)統計・資料編 第1章3.

②実用新案技術評価書作成件数

実体審査を行わない実用新案制度においては、権利を行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。実用新案技術評価書とは、権利の有効性を判断する材料として、新規性、進歩性等に関する審査官の評価を請求人に通知するものである。実用新案技術評価書の作成件数も、実用新案登録出願件数と同様に減少傾向にあり、2016年は414件（前年比8.2%減）であった。

1-1-59図

実用新案技術評価書作成件数の推移



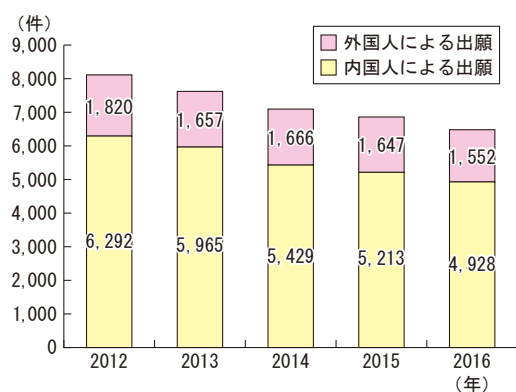
(資料)特許庁作成

(2)日中韓における実用新案登録出願構造

2016年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は4,928件、中国は1,468,295件、韓国は7,395件であった。

1-1-60図

日本における実用新案登録出願構造

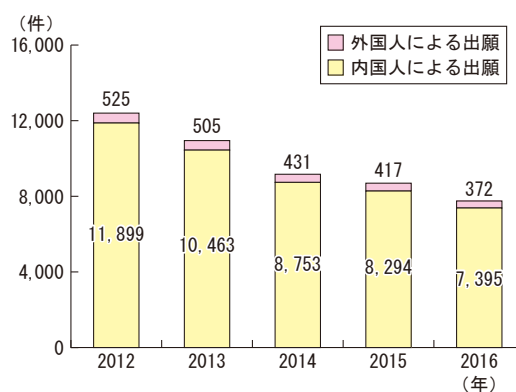


(備考)国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料)統計・資料編 第2章 4. (2)

1-1-62図

韓国における実用新案登録出願構造

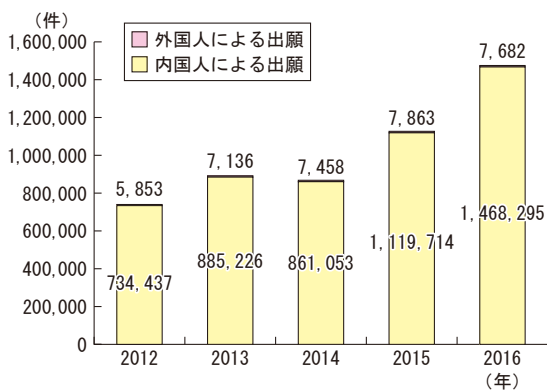


(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)KIPO Annual Report(2012～2016年)を基に特許庁作成

1-1-61図

中国における実用新案登録出願構造

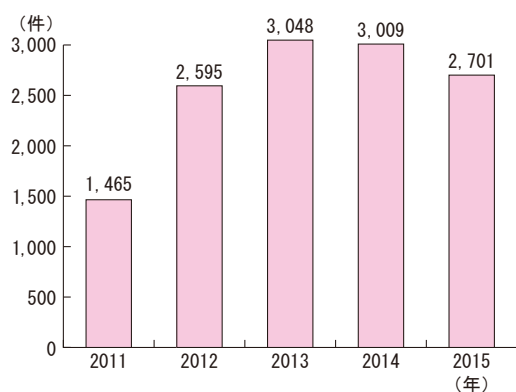


(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)SIPO 専利業務工作及総合管理統計月報を基に特許庁作成

1-1-63図

日本から中国への実用新案登録出願件数の推移



(備考)件数は下記資料の定義に従っている。

(資料)SIPO 専利業務工作及総合管理統計月報を基に特許庁作成

3

意匠

(1)我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状

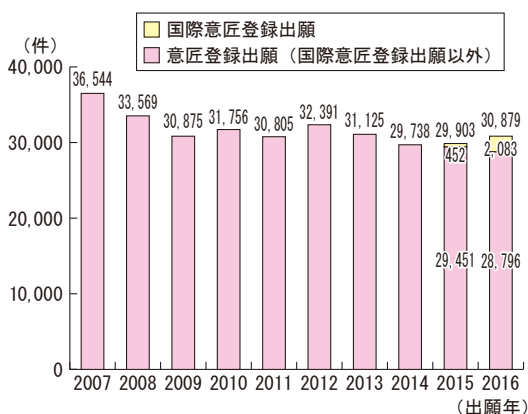
①意匠登録出願件数及び意匠登録件数

過去10年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2009年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2016年は前年比3.3%増の30,879件であった。その内訳をみると、国際意匠登録出願¹件数は2,083件、それ以外の意匠登録出願件数は28,796件であった。

また、1999年に部分意匠²が導入されて以来、「出願全体に占める部分意匠の出願件数の割合」は年々増加してきたが、2014年以降、出願件数全体の約40%を占め、ほぼ横ばいで推移している。他方、同時期に導入された関連意匠³の利用割合は、2012年以降、出願件数全体の13%前後で推移してきたが、2016年は11.8%に減少した。

意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら3万件弱で推移しており、2016年は25,344件であった。

1-1-64図 意匠登録出願件数の推移

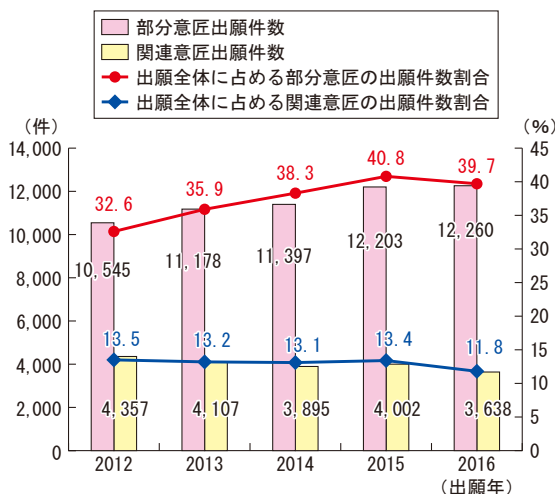


(備考)国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。日本国特許庁におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日。

(資料)統計・資料編 第1章5.、第3章10.

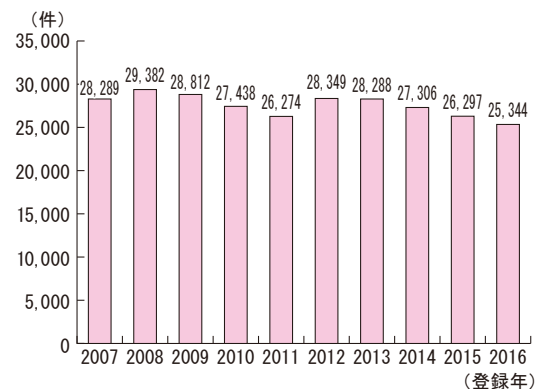
1-1-65図

部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移



(資料)特許庁作成

1-1-66図 意匠登録件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章5.

1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締結国とし、国際公表がされたもの。意匠法第60条の6参照。

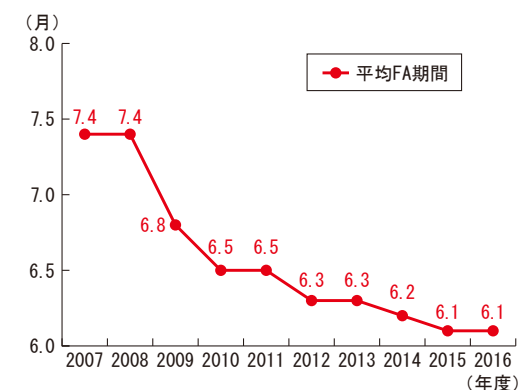
2 「物品の部分」に係る意匠のこと。1999年の改正意匠法施行以来、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受けることができるようになった。

3 同一出願人によって出願された場合に限り、自己の本意匠に類似する意匠（関連意匠）についても独自に権利行使することを可能にしたものであり、1999年に導入された。

②意匠審査の現状

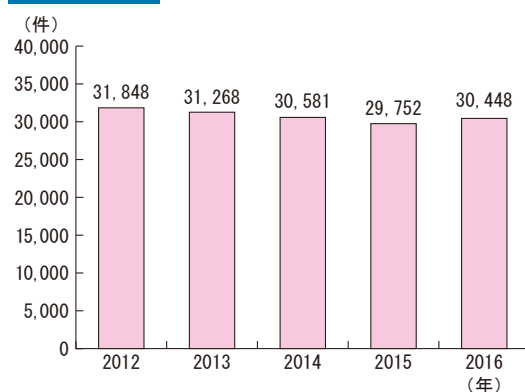
2016年度における出願から一次審査通知までの期間（FA 期間）は平均 6.1 か月であり、着実に短縮している。また、2016 年の一次審査件数（FA 件数）は 30,448 件であり、出願件数同様、ほぼ横ばいで推移しており、登録査定件数は 3 万件弱で推移している。

1-1-67図 意匠審査の平均 FA 期間の推移



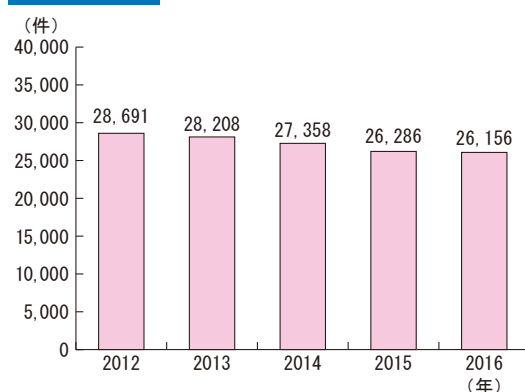
(備考) 各年度の年度平均値
(資料) 特許庁作成

1-1-68図 意匠審査の FA 件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章 5.

1-1-69図 意匠審査の登録査定件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章 5.

(2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

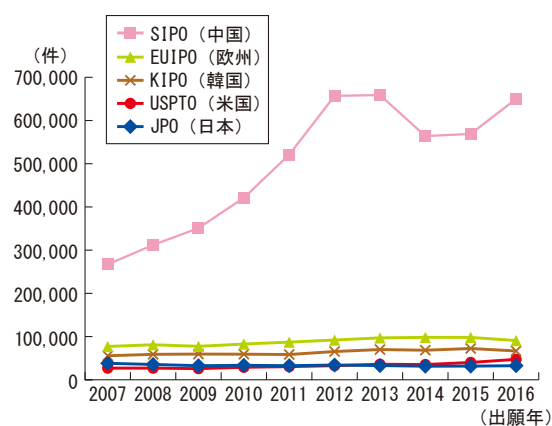
①主要国・機関における意匠登録出願件数

主要国・機関における 2016 年の意匠登録出願件数について、日本（前年比 3.3%増）、米国（前年比 21.1%増）は増加した一方、韓国（意匠数前年比 7.9%減）、欧州（EUIPO）（意匠数前年比 7.6%減）は減少した。

また、2014 年に大幅に減少した中国の意匠登録出願件数は、2015 年にはほぼ横ばいであったものの、2016 年には再び増加に転じ前年比 14.3%増の 650,344 件であった。

1-1-70図

主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



単位：件

	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
SIPO(中国)	267,432	312,904	351,342	421,273	521,468	657,582	659,563	564,555	569,059	650,344
EUIPO(欧州)	77,277	81,121	77,582	82,791	87,225	92,099	97,013	98,273	98,162	90,708
KIPO(韓国)	55,662	58,912	59,537	59,204	58,571	65,469	70,054	68,441	72,458	66,736
USPTO(米国)	27,752	27,782	25,806	29,059	30,467	32,799	36,034	35,378	39,128	47,389
JPO(日本)	36,544	33,569	30,875	31,756	30,805	32,391	31,125	29,738	29,903	30,879

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 5.

米国 2007～2015年：WIPO統計、2016年：USPTO提供資料(暫定値)

欧州 2007～2015年：WIPO統計、2016年：EUIPO提供資料(暫定値)

中国 2007～2015年：WIPO統計、2016年：SIPO提供資料(暫定値)

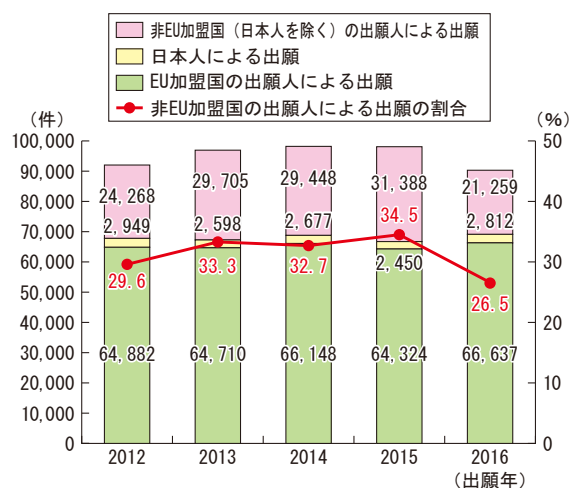
韓国 2007～2015年：WIPO統計、2016年：KIPO提供資料(暫定値)

②主要国・機関における意匠登録出願構造

2016年の内外国人別の出願割合を見ると、外国人（欧州の場合は、非EU加盟国の出願人）による出願の割合は、米国（43.3%）、欧州（26.5%）、日本（20.5%）、韓国（6.2%）、中国（2.8%）であった。

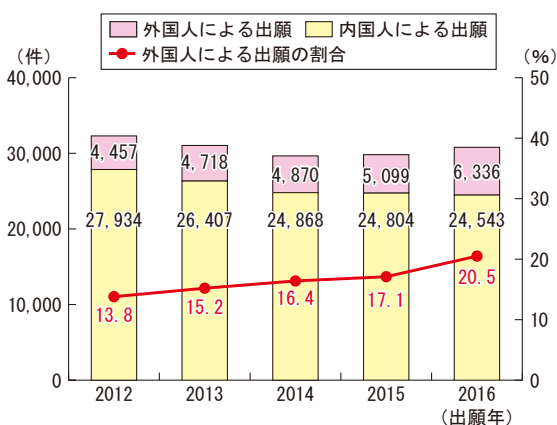
日本では、出願件数が直近5年間横ばいで推移している中、外国人による出願の割合が年々増加している。また、米国及び中国では、外国人による出願の割合が直近5年間横ばいで推移している。欧州及び韓国では、外国人による出願の割合が2015年まで増加傾向にあったが、2016年は減少した。

1-1-73図 欧州における意匠登録出願構造



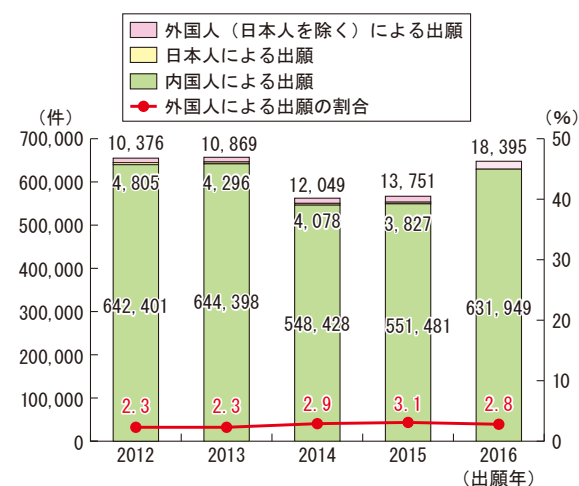
（備考）EUIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2012～2015年：WIPO統計、2016年：EUIPO提供資料（暫定値）

1-1-71図 日本における意匠登録出願構造



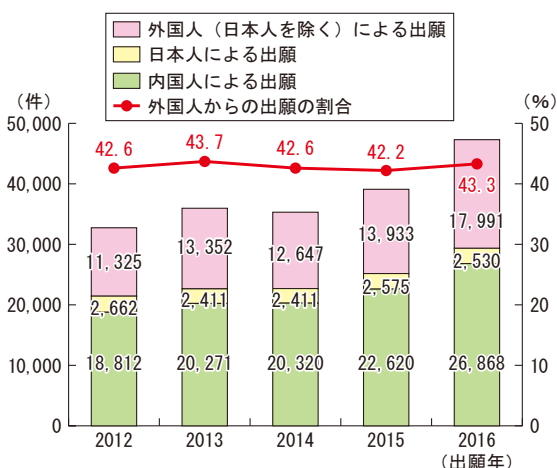
（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
（資料）統計・資料編 第2章 4. (4)

1-1-74図 中国における意匠登録出願構造



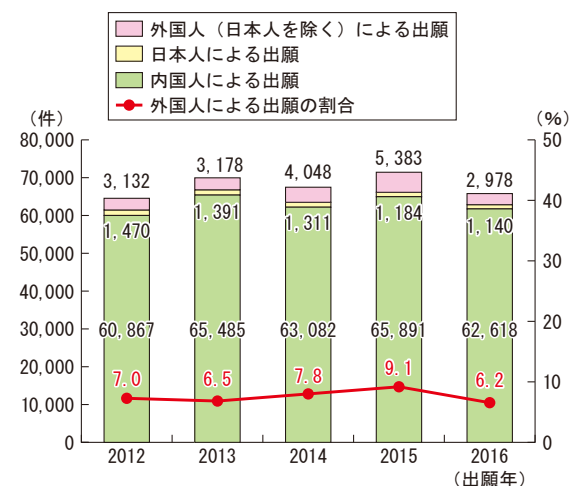
（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。なお、2016年の外国人による出願件数の国別内訳は公表されていないため、2016年の「外国人（日本人を除く）による出願」は「日本人による出願」を含む。
（資料）2012～2015年：WIPO統計、2016年：SIPOウェブサイト

1-1-72図 米国における意匠登録出願構造



（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2012～2015年：WIPO統計、2016年：USPTO提供資料（暫定値）

1-1-75図 韓国における意匠登録出願構造



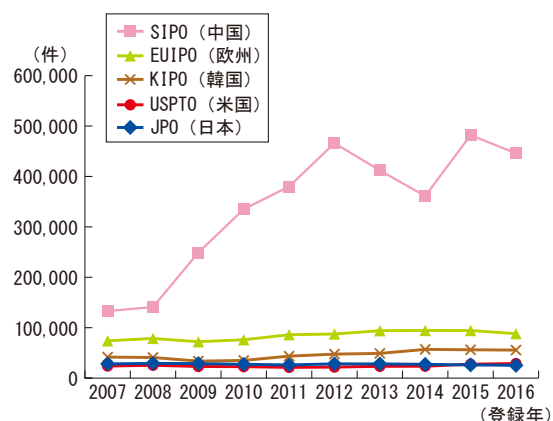
（備考）KIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2012～2015年：WIPO統計、2016年：KIPO提供資料（暫定値）

③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における2016年の意匠登録件数を見ると、日本では前年比3.6%減、韓国¹では前年比1.2%減、米国では前年比4.6%増であった。実体審査を行わない国・機関における2016年の意匠登録件数を見ると、中国では前年比7.6%減、欧州(EUIPO)では前年比6.7%減の大幅な減少であった。

1-1-76図

主要国・機関における意匠登録件数の推移



単位：件

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
SIPO(中国)	133,798	141,601	249,701	335,243	380,290	466,858	412,467	361,576	482,659	446,135
EUIPO(欧州)	74,328	78,747	72,202	76,127	86,326	87,536	94,078	94,524	94,457	88,152
KIPO(韓国)	41,792	40,900	33,721	35,183	43,634	47,670	49,039	57,029	56,256	55,602
USPTO(米国)	24,063	25,565	23,116	22,799	21,356	21,951	23,468	23,657	27,644	28,907
JPO(日本)	28,289	29,382	28,812	27,438	26,274	28,349	28,288	27,306	26,297	25,344

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO で登録された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 5.

米国 2007～2015年: WIPO統計、2016年: USPTO提供資料(暫定値)

欧州 2007～2015年: WIPO統計、2016年: EUIPO提供資料(暫定値)

中国 2007～2015年: WIPO統計、2016年: SIPO提供資料(暫定値)

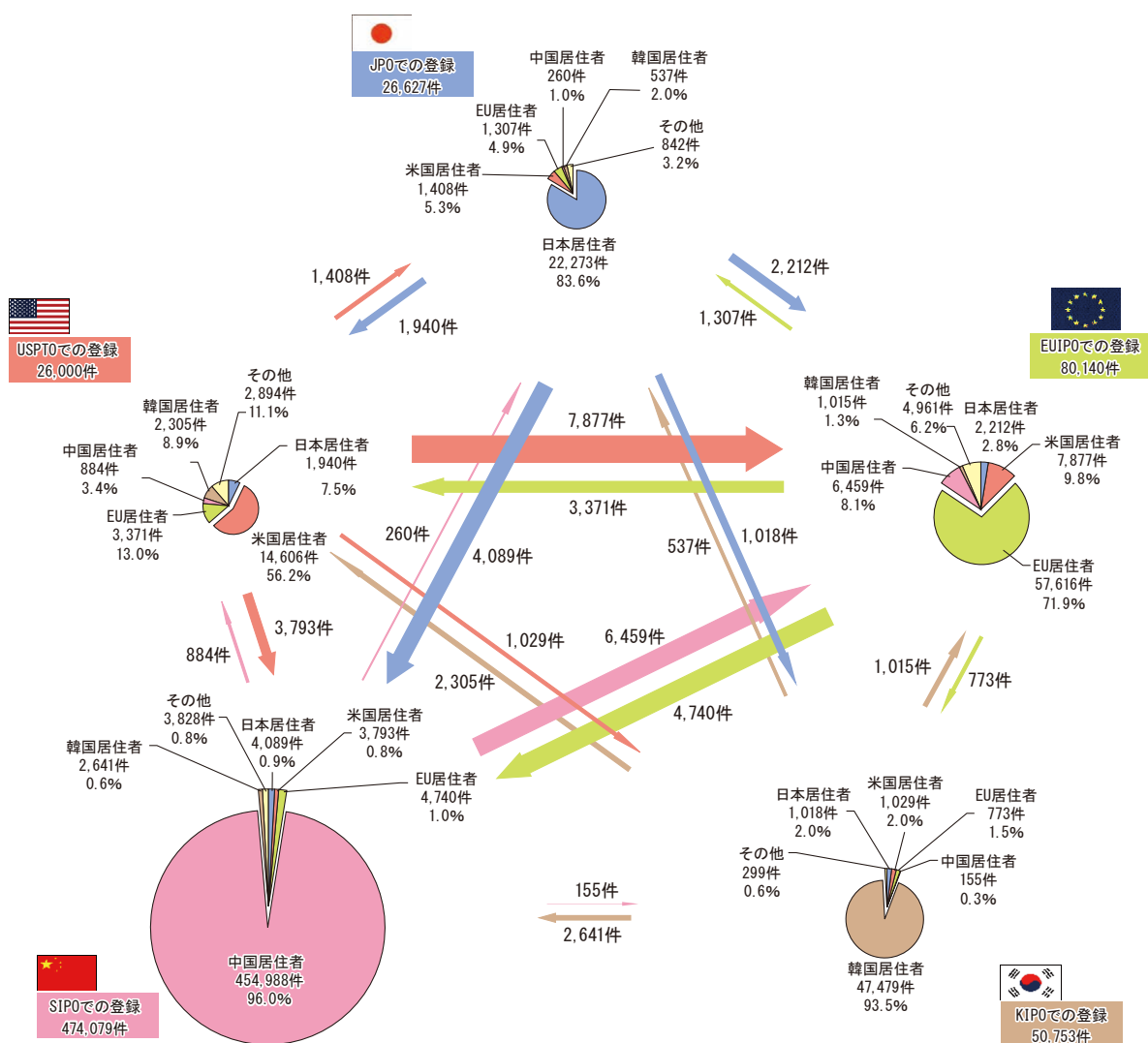
韓国 2007～2015年: WIPO統計、2016年: KIPO提供資料(暫定値)

1 一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

④主要国・機関間の意匠登録状況

主要国・機関間の各国居住者による他国での意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国での登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州での登録が最も多い。

1-1-77図 主要国・機関間の意匠登録状況（2015年）



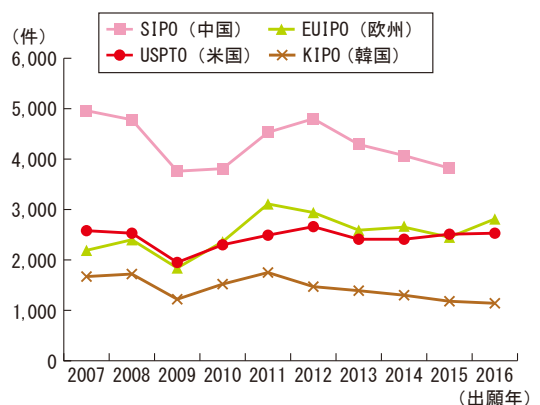
(備考)意匠登録件数は意匠公報発行年（2015年）で集計した。「欧州での登録」はEUIPOで登録された意匠数を示す。
 (資料)特許庁「平成28年度意匠出願動向調査報告書—マクロ調査—」

⑤日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、欧州（EUIPO）、中国、韓国への出願件数は、世界的な景気後退の影響を多分に受けた2009年に落ち込み、その後回復を示したものの、近年再び減少に転じていたが、2016年は、欧州（EUIPO）では前年比14.8%の大幅増となった。また、韓国では前年比3.7%の減少、米国では前年比0.6%の微増であった。

1-1-78図

日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



単位: 件

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
SIPO(中国)	4,966	4,782	3,760	3,811	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827	—
EUIPO(欧州)	2,192	2,404	1,843	2,366	3,199	2,949	2,598	2,677	2,450	2,812
USPTO(米国)	2,588	2,532	1,956	2,300	2,490	2,662	2,411	2,411	2,515	2,530
KIPO(韓国)	1,671	1,728	1,222	1,528	1,757	1,470	1,391	1,311	1,184	1,140

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。なお、2016年の日本人による SIPOへの意匠登録出願件数は公表されていない。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

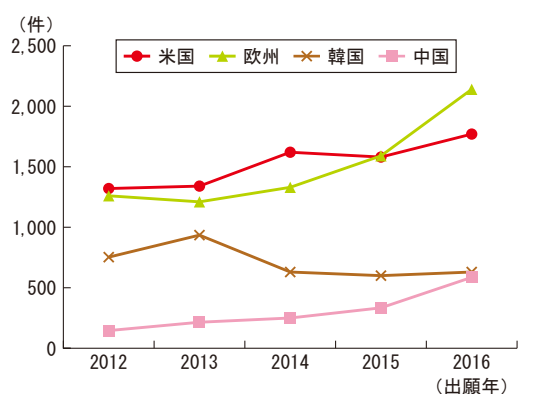
(資料) 米国 2007～2015年: WIPO統計、2016年: USPTO提供資料(暫定値)
欧州 2007～2015年: WIPO統計、2016年: EUIPO提供資料(暫定値)
中国 2007～2015年: WIPO統計
韓国 2007～2015年: WIPO統計、2016年: KIPO提供資料(暫定値)

⑥外国人による日本への意匠登録出願件数

2016年に欧州、米国、韓国、中国から日本へなされた意匠登録出願件数は、いずれも前年と比べ増加した。また、外国人による日本への意匠登録出願件数全体も、ここ数年増加し続けている。

1-1-79図

外国人による日本への意匠登録出願件数の推移



単位: 件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	対合計比 (2016年)
欧州	1,269	1,213	1,337	1,597	2,148	33.9%
米国	1,323	1,347	1,629	1,584	1,776	28.0%
韓国	753	935	630	604	630	9.9%
中国	146	215	250	334	586	9.2%
その他	966	1,008	1,024	980	1,196	18.9%
合計	4,457	4,718	4,870	5,099	6,336	100.0%

(備考) 欧州の数値は、各年に EU加盟国から日本になされた出願件数の合計である。

2015年以降の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。

筆頭出願人の国籍でカウントしている(国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。)

(資料) 統計・資料編 第4章2. (1)

(3)新興国における意匠登録出願動向

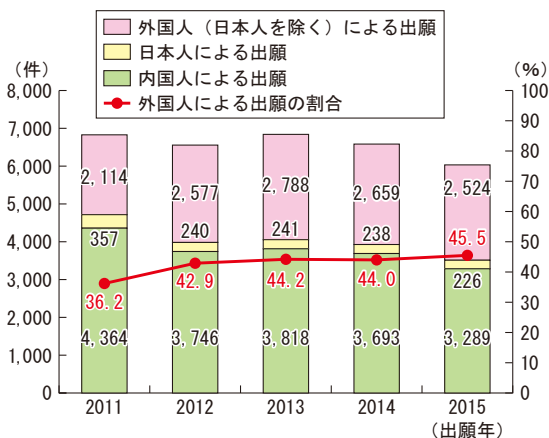
①BRICSにおける意匠登録出願動向

BRICS における直近 5 年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、インドでは増加傾向にある一方、ブラジルでは 2013 年以降、南アフリカでは 2012 年以降、減少傾向にある。ロシアは、2014 年まで増加傾向にあったが、2015 年には前年比 4.9%で減少した。中国は、2014 年に減少し 2015 年には前年比 0.8%増とほぼ横ばいであったが、2016 年は前年比 14.3%と増加に転じている。

また、外国人による出願の割合の推移を見ると、ブラジルでは直近 5 年間で 9.3 ポイント増加し、近年は 45%前後で推移している。ロシアでは、2014 年は前年から 4.3 ポイント減となったが、2015 年には 1.5 ポイント増加している。インドでは 30～40%、中国では 3%前後、南アフリカでは 60%前後で推移している。

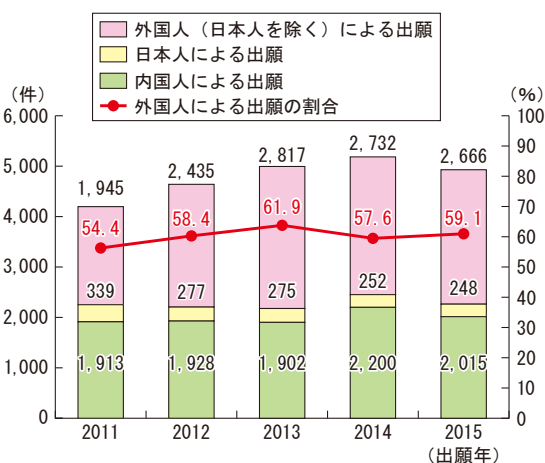
1-1-80図

ブラジルにおける意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

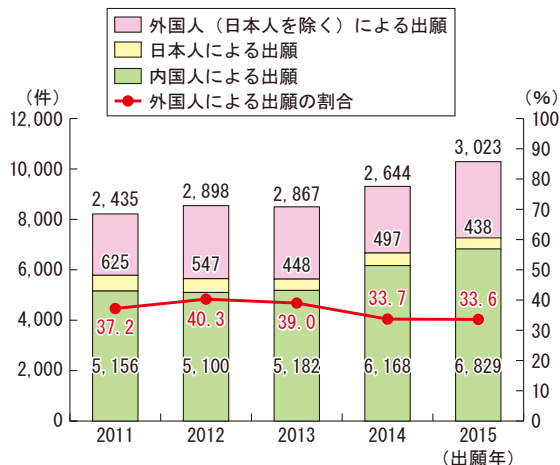
1-1-81図 ロシアにおける意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

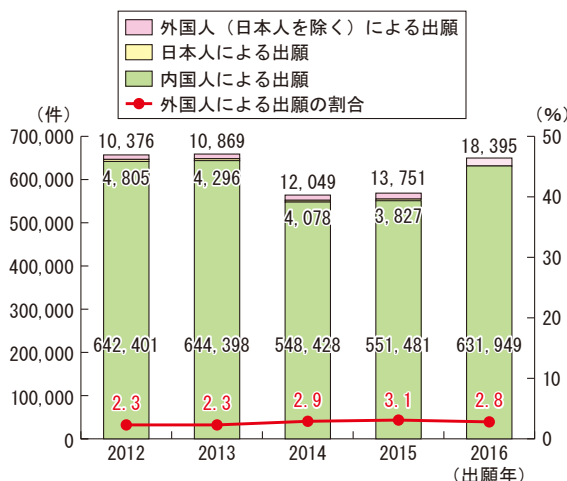
1-1-82図

インドにおける意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

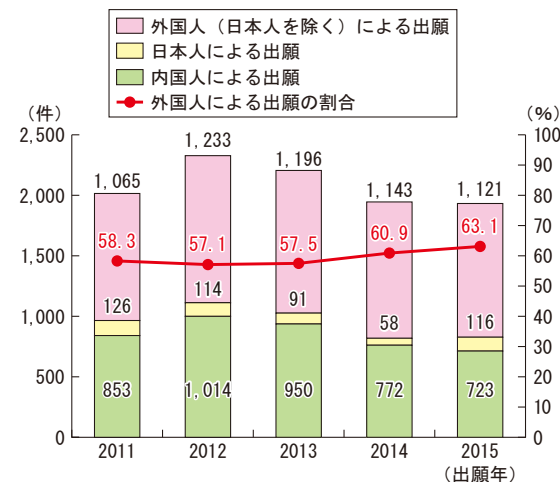
1-1-83図 中国における意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。なお、2016 年の外国人による出願件数の国別内訳は公表されていないため、2016 年の「外国人（日本人を除く）による出願」は「日本人による出願」を含む。
(資料) 2012～2015 年：WIPO 統計、2016 年：SIPO ウェブサイト

1-1-84図

南アフリカにおける意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ASEANにおける意匠登録出願動向

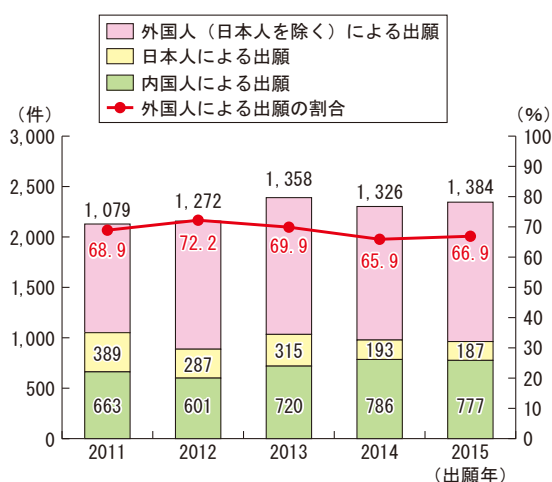
ASEAN 主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、ベトナムの増加傾向が顕著である。また、外国人による出願の割合の推移を見ると、シンガポールでは70%前後、インドネシア、タイ、ベトナムでは30%前後、マレーシアで

は60%前後で推移しており、近年大きな変化はないが、一方、フィリピンでは、2015年は前年から12.6ポイント増で約50%まで増加している。

なお、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピンでは、2015年の外国人による出願のうち日本人による出願が約25～40%を占めている。

1-1-85図

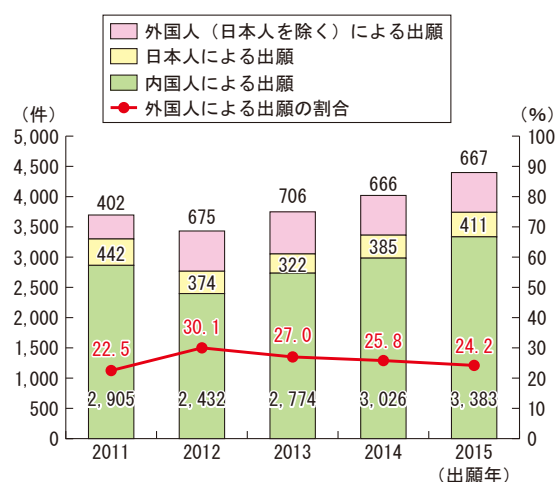
シンガポールにおける意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-87図

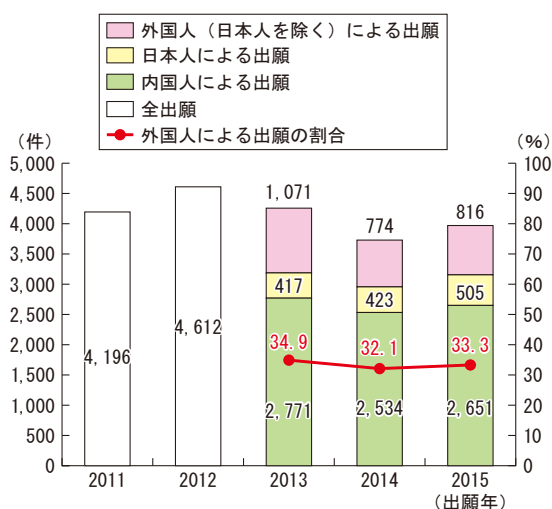
タイにおける意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-86図

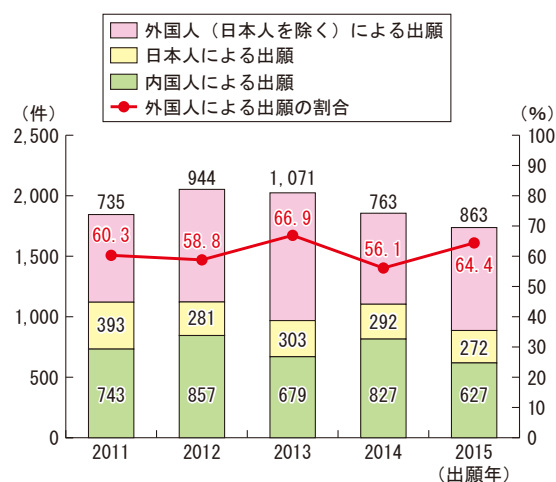
インドネシアにおける意匠登録出願構造



(備考) 2011年、2012年の数値については、内外国人別のデータがないため、全出願件数を示す。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-88図

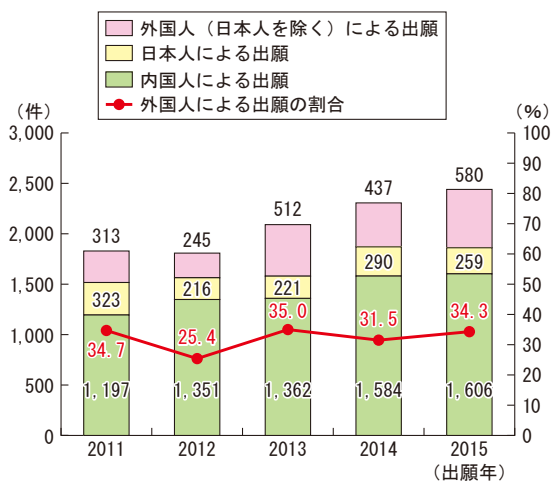
マレーシアにおける意匠登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-89図

ベトナムにおける意匠登録出願構造

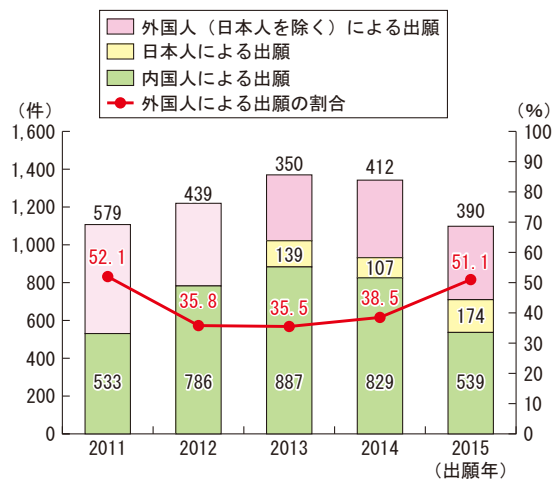


(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-90図

フィリピンにおける意匠登録出願構造



(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。

なお、2011年、2012年の日本人による出願件数の数値については下記資料にて公表されていないため、2011年、2012年の「外国人（日本人を除く）による出願」は「日本人による出願」を含む。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

4

商標

(1)我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状

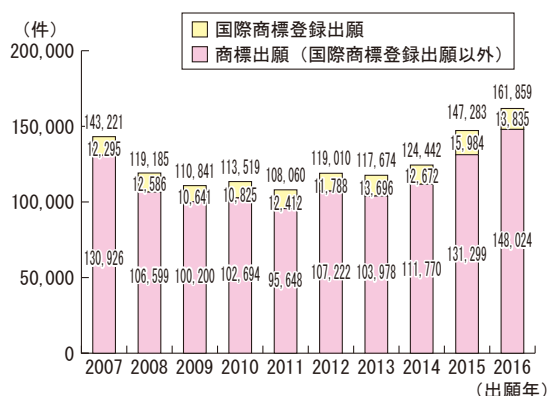
①商標登録出願件数及び商標登録件数

2016年の商標登録出願件数は前年比9.9%増の161,859件であった。内訳を見ると、国際商標登録出願¹件数は前年比13.4%減の13,835件、それ以外の商標登録出願件数は同12.7%増の148,024件であった。

商標登録件数は、近年は9万から10万件前後で推移しており、2016年は105,207件であった。

2016年の商標登録出願1件当たりの平均区分²数（多区分率）は2.75と、前年と比べて増加した。

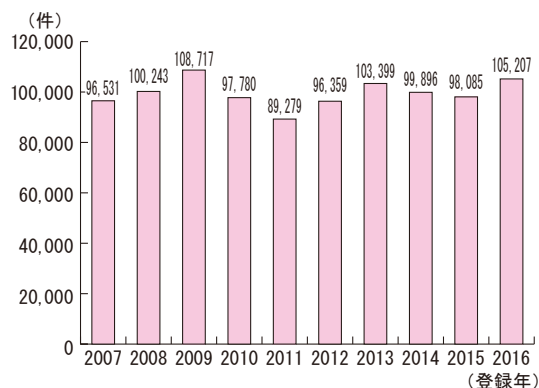
1-1-91図 商標登録出願件数の推移



(備考) 国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第1章6.、第3章17.

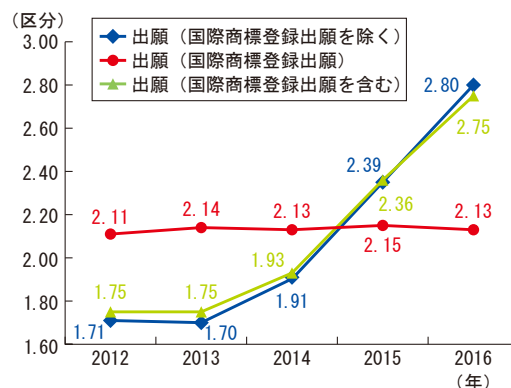
1-1-92図 商標登録件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章6.

1-1-93図

一出願に含まれる平均区分数（多区分率）



(備考) 平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値

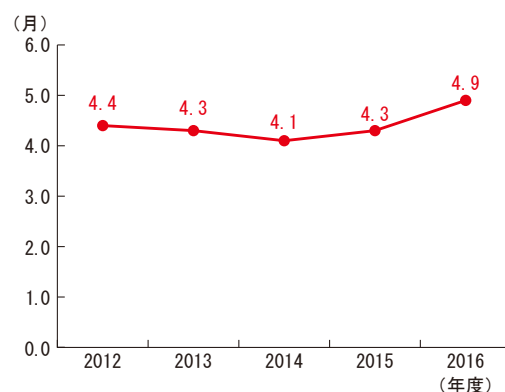
(資料) 特許庁作成

②商標審査の現状

特許庁は、電子化の推進及び民間活力の活用³等により、審査の効率化を進めてきた。

2016年度における出願から一次審査通知までの期間（FA 期間）は4.9か月となったが、2016年の一次審査件数（FA 件数）及び登録査定件数は、2015年に比べ増加した。

1-1-94図 商標審査の平均 FA 期間の推移



(備考) 各年度の年度平均

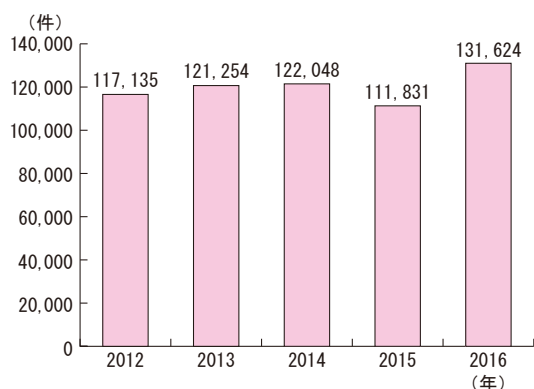
(資料) 特許庁作成

1 マドリード協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照

2 区分について：商標登録出願に当たっては、その商標を使用すべき1又は2以上の商品（役務）を指定し、その商品（役務）が属する区分（類）を願書にしなければならぬ。商品又は役務の区分は、45の類に区分されている。

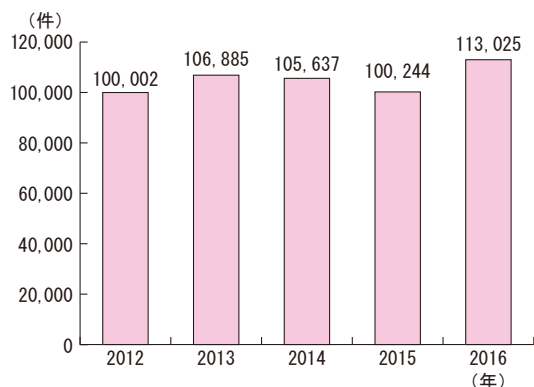
3 2016年度は商標審査に必要な事前調査（商標の識別性・不明確な商品役務表示・図形の類似性）を一般財団法人日本特許情報機構が行った。審査官はこの調査結果を審査において活用している。

1-1-95図 FA 件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章6.

1-1-96図 登録査定件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章6.

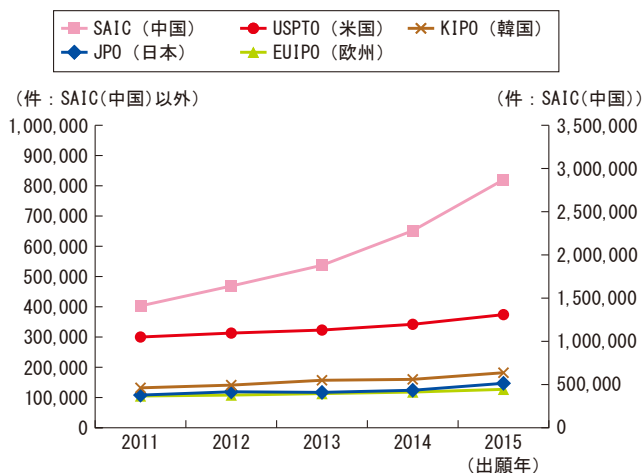
(2)主要国・機関における商標登録出願・登録動向

①主要国・機関における商標登録出願件数

2015年の主要国・機関における商標登録出願件数は、我が国を含む、いずれの国・機関においても2014年より増加している。最も出願件数の多い中国は、2014年と比べて25.8%の増加となっており、大幅な増加傾向が続いている。ただし、中国は、2014年4月まで国際登録出願以外の商標登録出願については一出願一区分の制度を採用していたことに留意が必要である。中国商標法の改正により、2014年5月からは一出願多区分制に移行している。

1-1-97図

主要国・機関における商標登録出願件数の推移



単位：件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
SAIC(中国)	1,416,785	1,648,316	1,881,546	2,285,358	2,876,048
USPTO(米国)	305,209	313,324	323,338	342,572	374,964
KIPO(韓国)	132,506	141,838	157,139	160,309	182,993
JPO(日本)	108,060	119,010	117,674	124,442	147,283
EUIPO(欧州)	105,332	108,876	113,928	118,971	127,881

(備考) 商標登録出願件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。

SAIC(中国)の数値は右軸。

(資料) JPO 統計・資料編 第1章6.

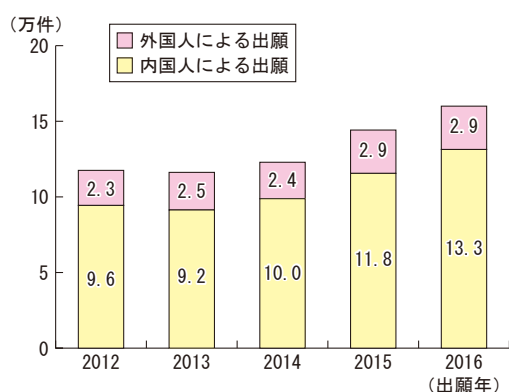
SAIC CTMO Annual Report

その他 WIPO 統計

②主要国・機関における商標登録出願構造

2016年の日本における商標登録出願構造を見ると、2015年と比べて日本人による出願は13.0%の増加、外国人による出願は2.7%の減少となった。また、2016年の日本における商標登録出願のうち、日本人による出願が82.4%、外国人による出願が17.6%を占めた。

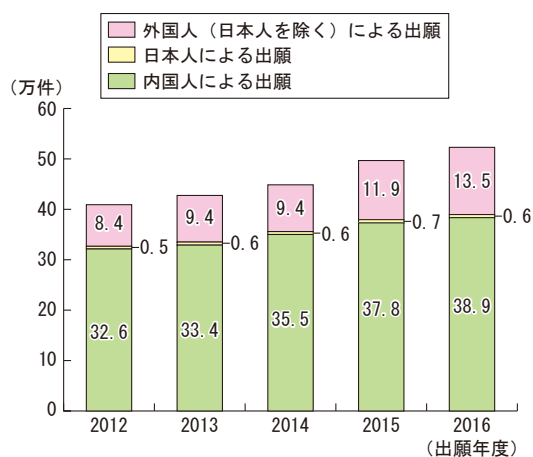
1-1-98図 日本における商標登録出願構造



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている (国際商標登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。)

(資料) 統計・資料編 第2章 4. (5)

1-1-99図 米国における商標登録出願構造



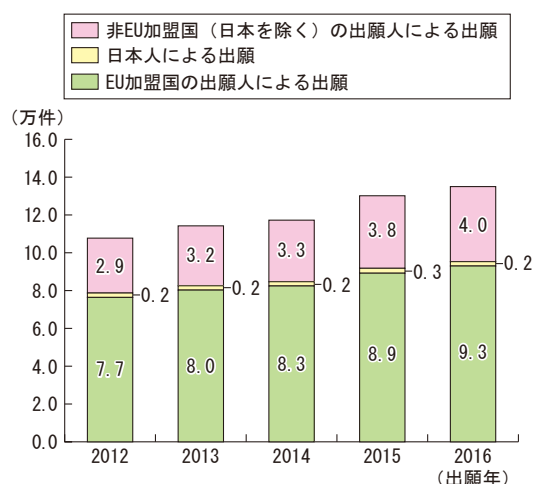
(備考) 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数年度は各年の前年10月からその年の9月までを示す。

(例) 2015年度: 2014年10月～2015年9月

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) USPTO Annual Report

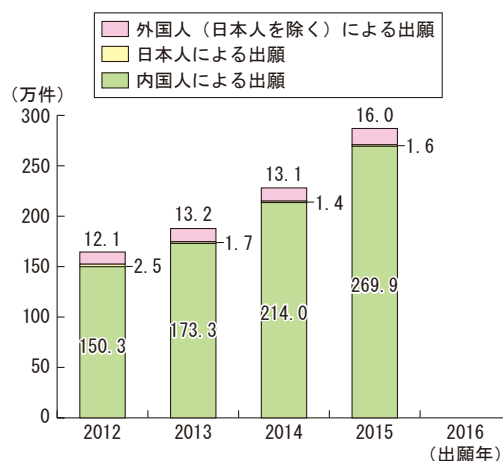
1-1-100図 欧州における商標登録出願構造



(備考) EUIPOにおける商標登録出願構造を表す。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) EUIPO ウェブサイト (データは2017年3月30日時点)

1-1-101図 中国における商標登録出願構造

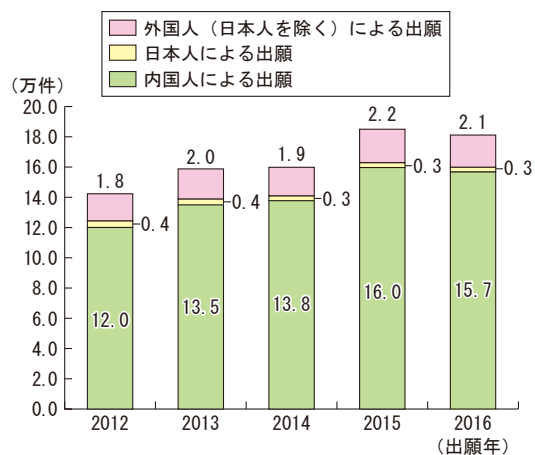


(備考) 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数2016年の数値は本年報作成時点で未公表。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) CTMO Annual Report

1-1-102図 韓国における商標登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2012～2014年: KIPO Annual Report

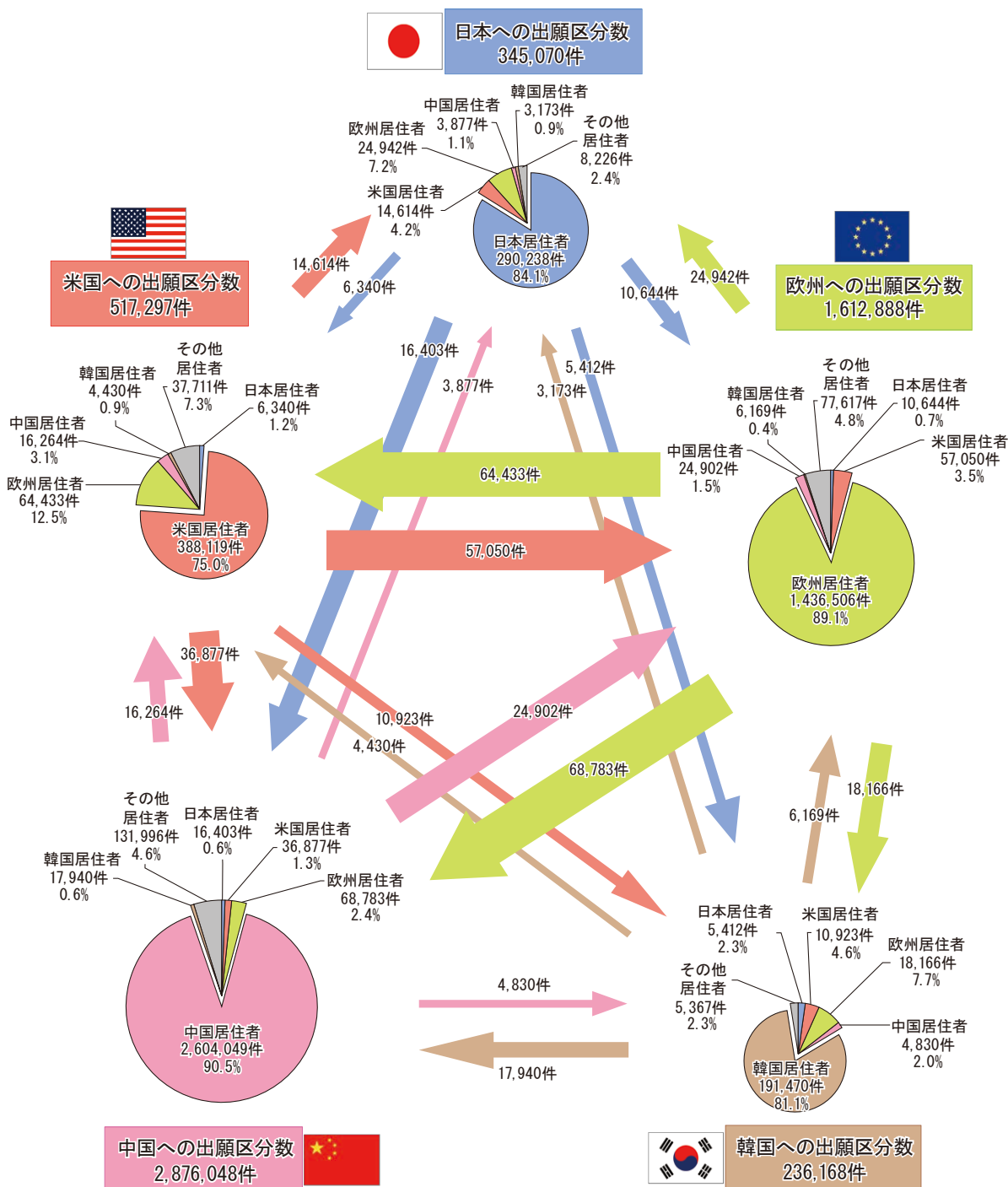
2015、2016年: KIPO 提供資料 (暫定値)

③主要国・機関間の商標登録出願状況(区分数)

日米欧中韓間の出願人居住地別の商標登録出願区分数では、日本からは、中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。日本居住者同様に、韓国からも中国

への出願が最も多い。米国については、欧州への出願区分数が最も多く、次いで中国となっている。欧州については、中国への出願区分数が最も多く、次いで米国となっている。中国からは欧州への出願区分数が多く、次いで米国、韓国、日本の順となっている。

1-1-103図 主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係（区分数、2015年）



(備考)①欧州は EUIPO、EU 加盟各国及びスイスへの商標出願件数の合計を示し、欧州居住者は EU 加盟国及びスイスの商標出願件数の合計を示す。

なお、ギリシャについては、本報告書の編集時点でデータを取得できなかった。

②中国は 2014 年の商標法改正により、一出願多区分制が採用された（2013 年までは一出願一区分制で、国際登録出願の際には一出願多区分を許容していた）。

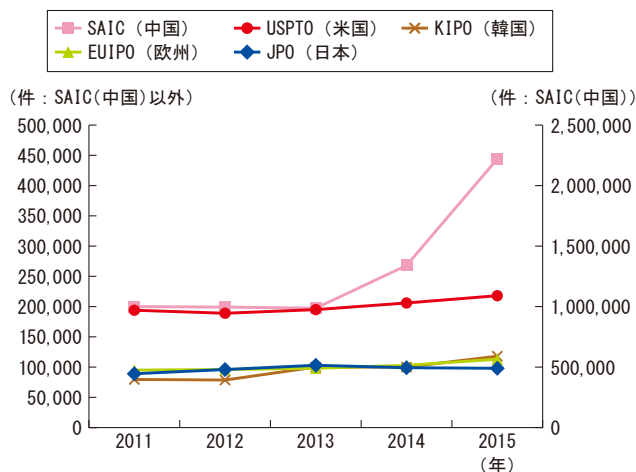
(資料)特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

④主要国・機関における商標登録件数

主要国・機関における2015年の商標登録件数は、2014年に比べて、日本では減少したが、その他の国では増加した。中国の登録件数は2014年と比べ65.3%増加した。

1-1-104図

主要国・機関における商標登録件数の推移



(備考) 商標登録件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。

SAIC(中国)の数値は右軸。

(資料) JPO 統計・資料編 第1章 6.

SAIC CTMO Annual Report

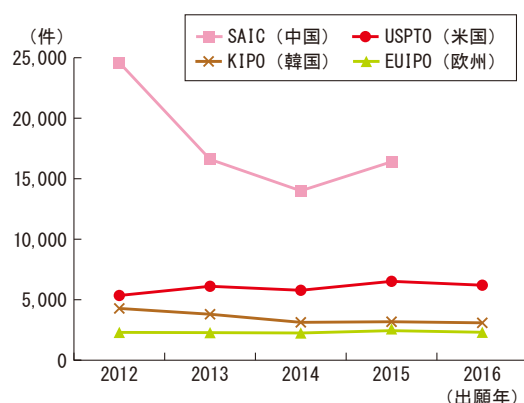
その他 WIPO統計

⑤日本人による主要国・機関への商標登録出願件数

日本人による外国への商標登録出願数は、2015年に比べて、米国への出願は4.9%減、欧州への出願は10.7%減、韓国への出願は2.8%減となった。

1-1-105図

日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移



(備考) 米国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月までを示す。

(例) 2016年度：2015年10月～2016年9月

中国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数2016年の数値は本紙作成時点で未公表

件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 米国 USPTO Annual Report

欧州 EUIPO ウェブサイト

中国 CTMO Annual Report

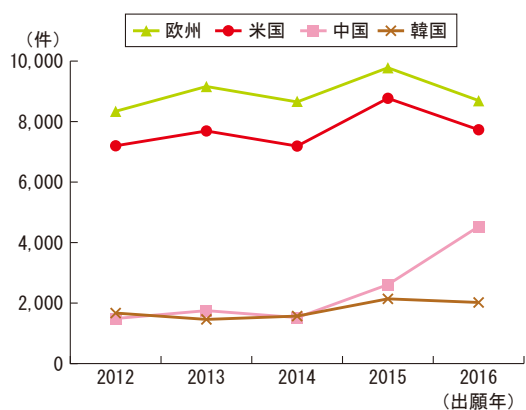
韓国 2012～2016年：KIPO Annual Report、KIPO提供資料(暫定値)

⑥外国人による日本への商標登録出願件数

2016年の外国人による日本への出願件数は、2015年と比べて全体で2.7%減の28,522件となった。中国からの出願が73.2%増、欧州からの出願が11.1%減、米国からの出願が11.8%減、韓国からの出願は5.5%減となった。

1-1-106図

外国人による日本への商標登録出願件数の推移



単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	対合計比 (2016年)
欧州	8,340 (6,442)	9,167 (7,260)	8,672 (6,771)	9,787 (7,820)	8,696 (6,864)	30.5%
米国	7,294 (2,379)	7,690 (2,719)	7,193 (2,436)	8,777 (3,846)	7,739 (3,154)	27.1%
中国	1,498 (779)	1,755 (1,147)	1,521 (781)	2,616 (819)	4,530 (1,078)	15.9%
韓国	1,671 (312)	1,465 (277)	1,578 (314)	2,145 (549)	2,027 (471)	7.1%
その他	4,659 (1,861)	5,102 (2,284)	5,425 (2,353)	5,998 (2,939)	5,530 (2,258)	19.4%
合計	23,462 (11,773)	25,179 (13,687)	24,389 (12,655)	29,323 (15,973)	28,522 (13,825)	100.0%

(備考) 欧州欄：統計・資料編 第4章第2.(1)から、EU加盟国を抽出。
(加盟国は2017年3月時点のもの)

括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したものの。
件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 統計・資料編 第4章2.(1)

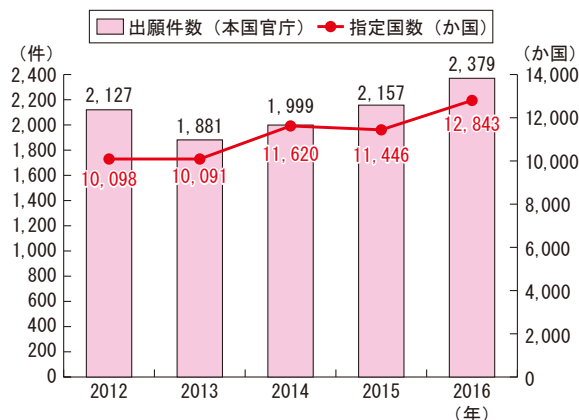
⑦マドリッド協定議定書に基づく国際出願動向

a. 日本から外国への出願(国際登録出願(商標))

2016年の日本から外国への国際登録出願²件数は、2015年に比べて10.3%増加した。指定国数は、2015年に比べて12.2%増加した。

1-1-107図

日本から外国への出願(国際登録出願(商標))の推移



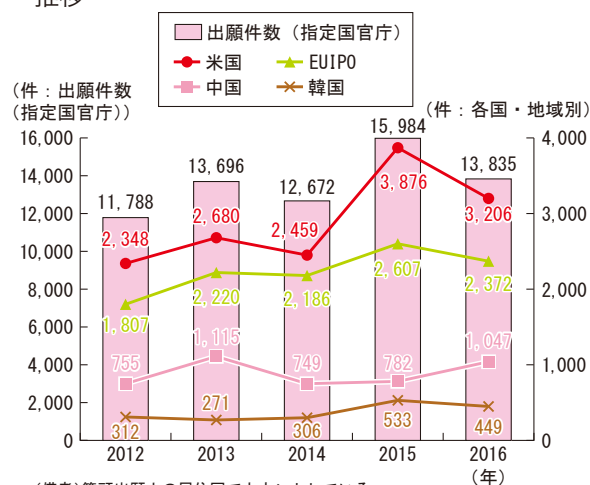
(資料) 統計・資料編 第3章12.

b. 外国から日本への出願(国際商標登録出願)

外国から日本への国際商標登録出願³件数は、2015年に比べて全体で13.4%減少した。

1-1-108図

外国から日本への出願(国際商標登録出願)の推移



(備考) 筆頭出願人の居住国でカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第3章17.

- 1 国際登録出願制度の概要：締約国の一国の官庁(本国官庁)に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁(指定国官庁)を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月(我が国は18か月)以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。
- 2 日本国特許庁を本国官庁とした外国への国際出願。
- 3 日本国特許庁を指定国官庁とした外国からの国際出願。

(3)新興国における商標登録出願動向

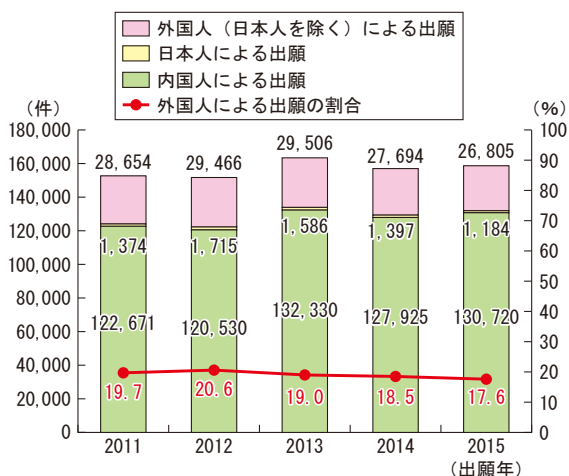
①BRICSにおける商標登録出願動向

BRICSにおける直近5年間の商標登録出願の推移を見ると、インド及び中国は増加傾向にあるが、ブラジル、ロシア、南アフリカでは横ばいとなっている。

一方、外国人による出願の割合の推移を見ると、近年大きな変化はなく、ブラジルでは20%前後、ロシア、南アフリカでは40%台、インドでは10%前後、中国では10%未満で推移している。

1-1-109図

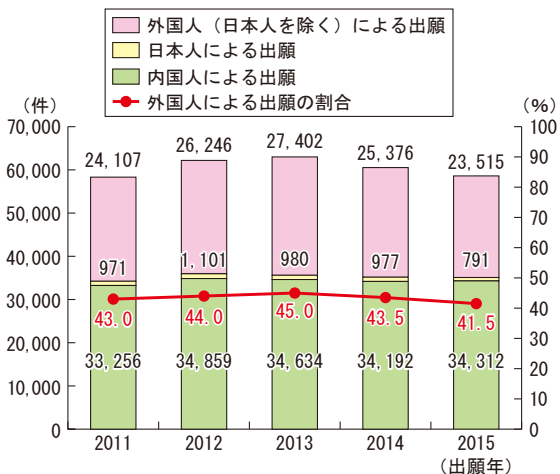
ブラジルにおける商標登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-110図

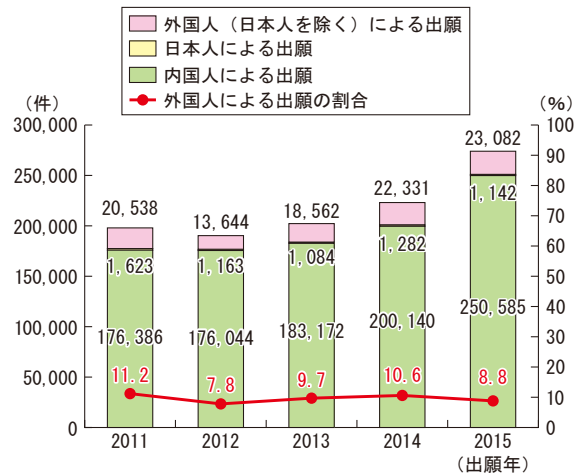
ロシアにおける商標登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-111図

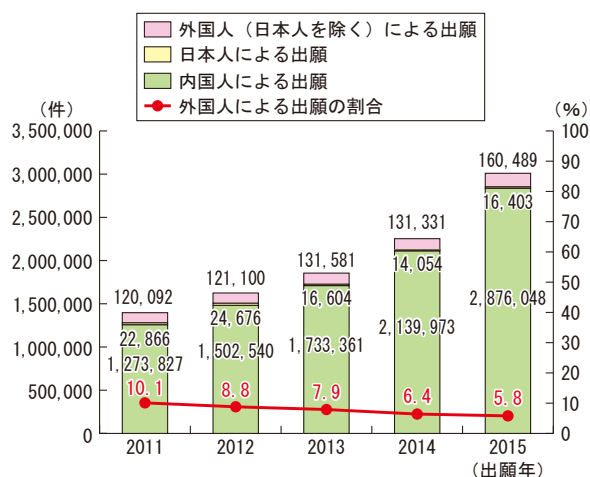
インドにおける商標登録出願構造



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-112図

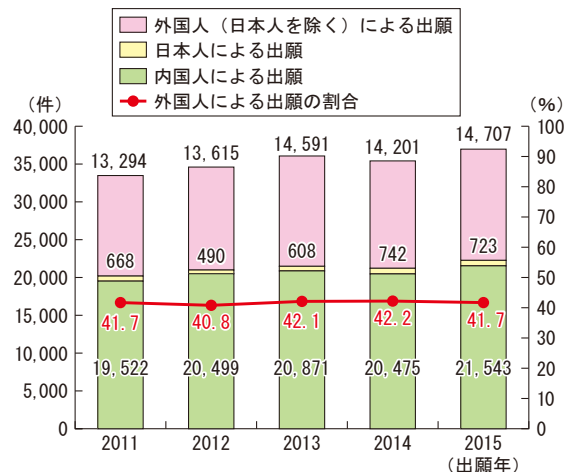
中国における商標登録出願構造



(備考) 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) CTMO Annual Report

1-1-113図

南アフリカにおける商標登録出願構造



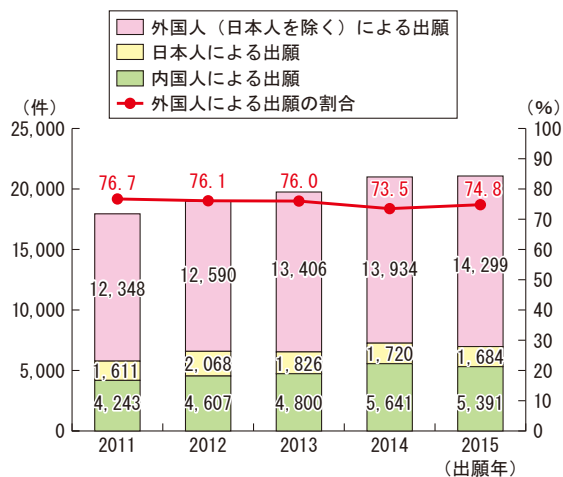
(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ASEANにおける商標登録出願動向

ASEAN 主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピンの5か国では増加傾向

1-1-114図

シンガポールにおける商標登録出願構造

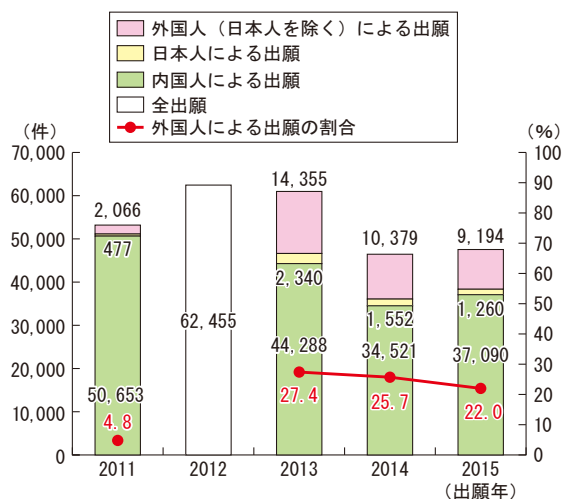


(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-115図

インドネシアにおける商標登録出願構造



(備考) 2012年の数値については、内外国人別のデータがないため、全出願件数を示す。

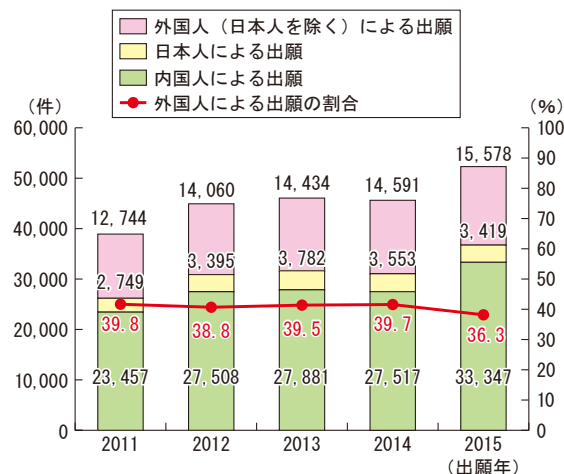
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

にある。

一方、当該5か国への外国人による出願の割合の推移を見ると、近年大きな変化はなく、シンガポールでは70%台、タイ、ベトナムでは30%台、マレーシアでは50%台、フィリピンでは40%台で推移している。

1-1-116図 タイにおける商標登録出願構造

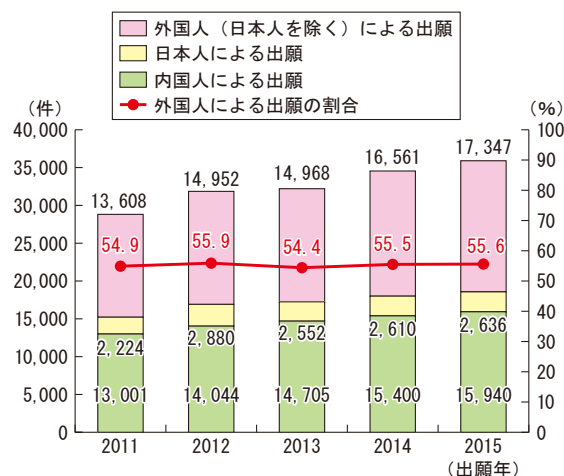


(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-117図

マレーシアにおける商標登録出願構造

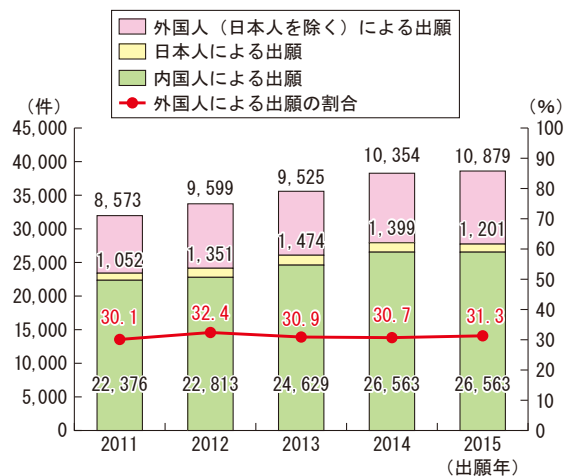


(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-118図

ベトナムにおける商標登録出願構造

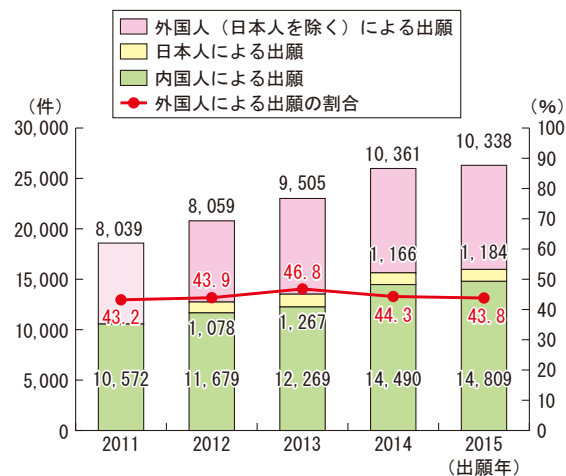


（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-119図

フィリピンにおける商標登録出願構造



（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。

なお、2011年の日本人による出願件数の数値については下記資料にて公表されていないため、2011年の「外国人（日本人を除く）による出願」は「日本人による出願」を含む。

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

5

審判

(1) 審判の現状

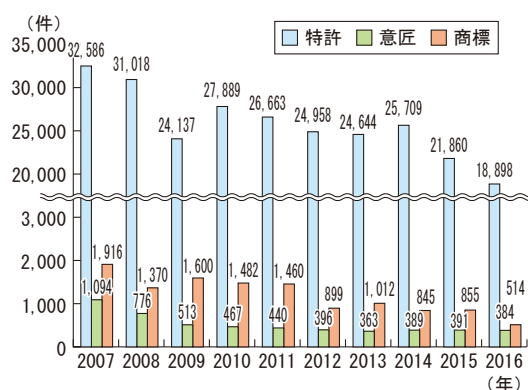
① 審判の請求動向

a. 拒絶査定不服審判¹請求件数の推移

2016年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許が18,898件、意匠が384件、商標が514件であった。また、特許の前置審査²の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数（前置登録件数）の全体に占める割合は、2010年以降、6割前後で推移している。

1-1-120図

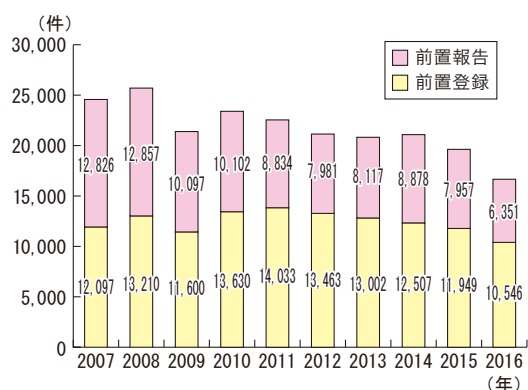
拒絶査定不服審判請求件数の推移
(2007-2016)



(資料)統計・資料編 第1章 7. (1)

1-1-121図

前置審査結果の推移（特許）（2007-2016）



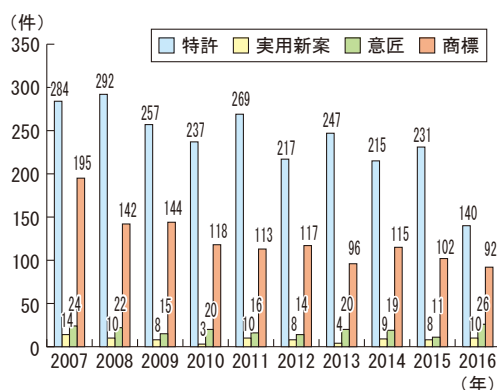
(資料)統計・資料編 第1章 7. (1)

b. 無効審判³請求件数の推移

2016年における無効審判の請求件数は、特許が140件、実用新案が10件、意匠が26件、商標が92件であった。

1-1-122図

無効審判請求件数の推移（2007-2016）



(資料)統計・資料編 第1章 7. (3)

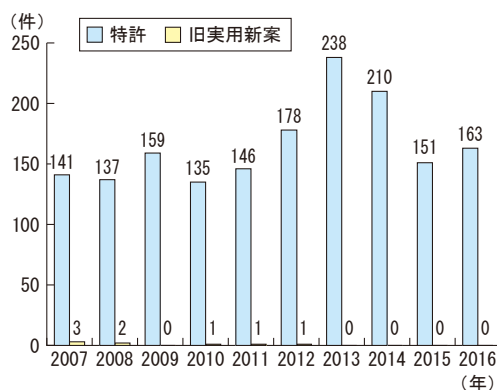
c. 訂正審判⁴請求件数の推移

2016年における特許の訂正審判の請求件数は、163件であった。

旧実用新案⁵については、近年ほとんど請求がない。

1-1-123図

訂正審判請求件数の推移（2007-2016）



(資料)統計・資料編 第1章 7. (4)

1 審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てるための審判。

2 拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについて、特許法第162条の規定により、審査官が行う審査。

3 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めるための審判。

4 特許権者が権利の取得後に特許請求の範囲等を自ら訂正するための審判。

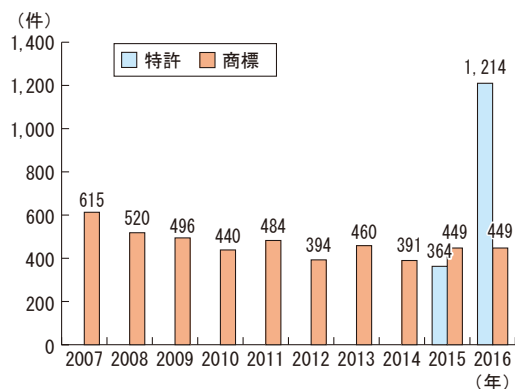
5 平成5年改正実用新案法の施行日前（1993年以前）に出願された実用新案。

d. 異議申立¹件数の推移(権利単位)

2016 年における異議申立件数は、特許が 1,214 件、商標が 449 件であった。

1-1-124図

異議申立件数の推移 (権利単位)
(2007-2016)



(備考) 特許の異議申立制度は、2015 年 4 月 1 日開始。

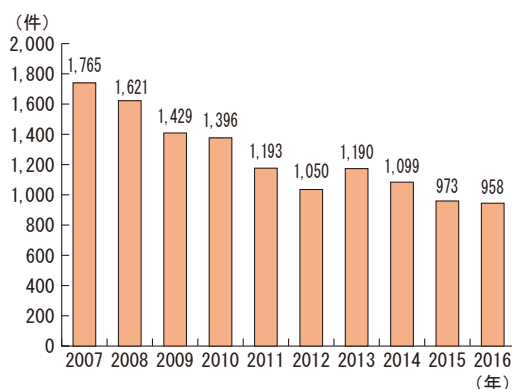
(資料) 統計・資料編 第1章 7. (7)

e. 取消審判²請求件数の推移(商標)

2016 年における商標取消審判請求件数は 958 件であった。

1-1-125図

取消審判請求件数の推移 (商標)
(2007-2016)



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (5)

②審判の審理動向

拒絶査定不服審判の、2016 年の平均審理期間は、特許・実用新案では 13.1 か月、意匠では 6.8 か月、商標では 7.2 か月であった。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合(請求成立率)は、2008 年以降上昇傾向にあり、2016 年では 66%であった。無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2016 年の平均審理期間は 10.5 か月であり、意匠では 15.5 か月、商標では 11.3 か月であった。特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に関連して請求される場合が多いことから、優先的に審理を行っており、2016 年の平均審理期間は 2.7 か月であった。異議申立ての、2016 年における平均審理期間は、特許では 5.8 月³、商標では 8.3 か月であった。商標の取消審判の同期間は 6.4 か月であった。審理の充実の観点から口頭審理を積極的に活用しており、2016 年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では 162 件、意匠では 9 件、商標では 70 件であった。そのうち、全国各地域の中小・ベンチャー企業等を支援するため、審判官が全国各地に出向いて行われる巡回審判を、特許・実用新案で 14 件、商標で 8 件実施した。

1 特許及び商標掲載公報発行後の一定期間に限り、その取消しを求めることができる制度。

2 商標権者が継続して 3 年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取消するための審判。

3 特許異議申立制度においては、維持決定にかかる期間と取消決定にかかる期間に有為な差があるために、制度開始から十分な期間が経過していない現時点では、最終処分に占める審理期間が短い維持決定の割合が高く、平均審理期間は比較的低い数値となっている (Column 1「特許異議の申立ての状況」も参照。)

1-1-126図 2016年 審理の状況

	拒絶査定 不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理 件数*1	平均審理 期間*2	処理 件数*1	平均審理 期間*2	処理 件数*1	平均審理 期間*2	処理 件数*1	平均審理 期間*2	処理 件数*1	平均審理 期間*2
特許・ 実用新案	11,562	13.1 か月	238	10.5 か月	165	2.7 か月	707	5.8 か月		
意匠	462	6.8 か月	29	15.5 か月						
商標	741	7.2 か月	103	11.3 か月			480	8.3 か月	969	6.4 か月

(備考) *1 請求成立(含一部成立)、請求不成立(含却下)、及び却下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。

*2 審判請求日(※1)から、審決の発送日(※2)、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。

(※1) 異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日(部門移管日)。

(※2) 特許異議申立てにおいて取消理由通知(決定の予告)を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。

(資料) 特許庁作成

1-1-127図 2016年 審理結果*1の概要

	査定系審判*2		当事者系審判*3		異議申立て	
	請求 成立	請求 不成立*4	請求 成立	請求 不成立*4	取消 決定*5	維持 決定*4
特許・ 実用新案	7,030	3,601	199	146	55	645
意匠	248	210	13	11		
商標	495	240	814	158	76	359

(備考) *1: 審決・決定に至ったもののみ。

*2: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

*3: 無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

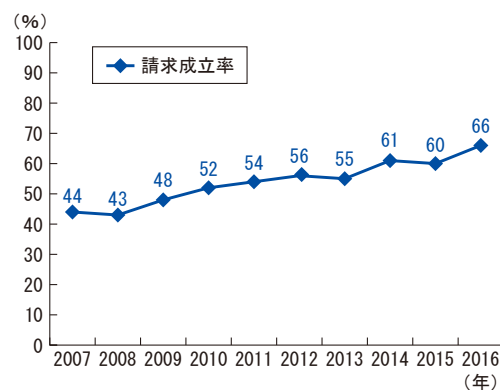
*4: 却下を含む。

*5: 一部取消しを含む。

(資料) 統計・資料編 第1章 7.(1)(2)(3)(4)(5)(7)、特許庁作成

1-1-128図

拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移(特許)



(備考) 請求成立率=請求成立件数/(請求成立件数+請求不成立(含却下)件数)

(資料) 統計・資料編 第1章 7.(1)

特許異議の申立ての状況

特許異議の申立ての件数は、2015年4月に特許異議申立制度が開始され、同年10月より申立てが本格化して以降、累計で1,901件（特許異議の申立てがされた特許権単位の件数）となり、そのうち998件（約52.5%）が最終処分に至っています（2017年3月末時点）。

同制度においては、同じ時期に申立てがされた事件のうち、合議体が取消理由がないと判断した事件については、取消理由を通知することなく、先行して維持決定されます。そして、取消理由が通知された事件のうち、特許権者の意見や訂正の請求を認めて特許を維持する場合には、その段階で維持決定されますが、取消決定がされる事件については、再度の取消理由通知（決定の予告）を行うため、最終的に取消決定がされるまでには一定の期間を必要とするという特徴があります（図1参照）。

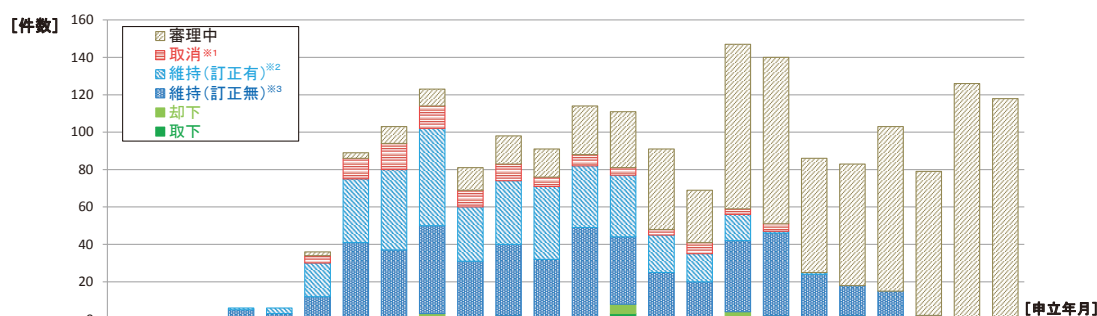
2017年3月までに申立てがされた事件のうち、約52.5%が最終処分に至っていますが、申立年単位で処理状況を見ますと、2015年に申立てがされた事件については約93.7%が、2016年に申立てがされた事件については約53.9%が、2017年に申立てがされた事件については約0.9%が、それぞれ最終処分に至っています（図2参照）。なお、ある申立年の維持決定と取消決定の比率は、その申立年の全ての事件が最終処分に至るまで確定しないことに留意ください。

IPC分類のセクションC（化学等）の特許に対する申立てが多く、次にセクションA（生活必需品）、セクションB（処理操作等）の特許に対する申立てが多い状況です（図3参照）。

同制度が適切に活用されるためには、特許異議申立書や証拠等について適切な形で提出していただくことも必要です。手続上留意すべき点について、特許庁のウェブサイト「特許異議の申立ての状況、手続の留意点」¹として掲載しておりますので、そちらも是非ご覧下さい。

【図1】特許異議の申立年月毎の処理状況（速報値）

（2017年3月末時点）



申立年月	2015年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2016年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2017年1月	2月	3月	計
申立件数	1			6	6	36	89	103	123	81	98	91	114	111	91	69	147	140	86	83	103	79	126	118	1901
審理中の件数							2	3	9	12	15	15	26	30	43	28	88	89	61	65	88	77	125	118	903
取消件数 ^{※1}							4	11	14	12	9	9	5	6	4	3	6	3	4						90
維持件数（訂正有） ^{※2}				1	3	18	34	43	52	29	34	39	33	33	20	15	14	1	1						370
維持件数（訂正無） ^{※3}	1			5	3	12	40	37	47	30	38	32	49	36	25	20	38	44	23	16	15	2	1		514
却下件数									2		2			5			3	2	1	1					16
取下件数							1		1	1				3			1			1					8

※1 異議対象の請求項の全て又は一部の取消が決定されたもの。

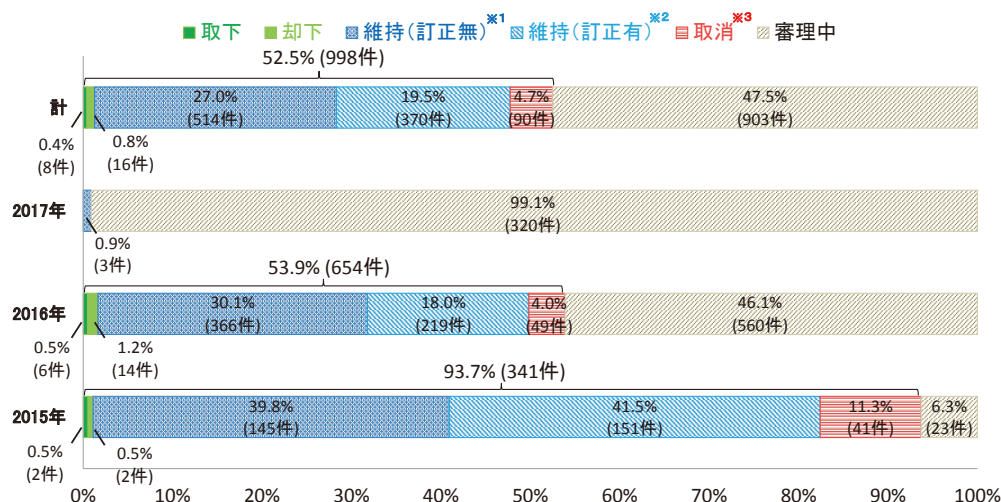
※2 訂正が全て又は一部認められて維持が決定されたもの。

※3 訂正されることなく維持が決定されたもの。

1 https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/igi_moushitate_ryuuiten.htm

【図2】 特許異議の申立年毎の処理状況（割合及び件数）（速報値）

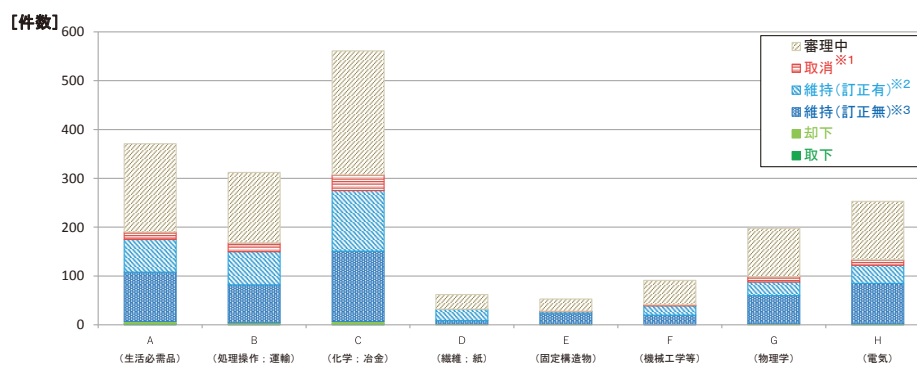
（2017年3月末時点）



※1 訂正されることなく維持が決定されたもの。
 ※2 訂正が全て又は一部認められて維持が決定されたもの。
 ※3 異議対象の請求項の全て又は一部の取消が決定されたもの。

【図3】 特許異議のIPC分類のセクション毎の処理状況（速報値）

（2017年3月末時点）



申立件数	371	312	561	62	53	91	198	253
審理中の件数	181	144	254	30	25	50	99	120
取消件数 ^{※1}	15	18	32		1	2	11	11
維持件数(訂正有) ^{※2}	67	68	124	23	4	19	28	37
維持件数(訂正無) ^{※3}	101	78	144	8	22	20	58	83
却下件数	4	3	5	1	1		2	
取下件数	3	1	2					2

※1 異議対象の請求項の全て又は一部の取消が決定されたもの。
 ※2 訂正が全て又は一部認められて維持が決定されたもの。
 ※3 訂正されることなく維持が決定されたもの。

(2) 審決取消訴訟の出訴状況

① 出訴件数動向

2016年の審決取消訴訟¹の出訴件数について見ると、査定系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び意匠が増加し、商標が減少した。当事者系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び商標が減少し、意匠が増加した。

1-1-129図 2016年 出訴件数*¹

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判* ²	77 (72)	22 (2)	11 (26)
当事者系審判* ³	115 (119)	4 (2)	39 (40)
異議申立て	3 (0)		8 (1)

(備考) * 1: 表中括弧内は2015年。

* 2: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

* 3: 無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料) 統計・資料編 第2章 17. (1)

② 判決件数動向

2016年における審決取消訴訟の判決件数を見ると、請求棄却となった件数について、査定系審判では、前年と比べ、特許・実用新案、意匠及び商標がいずれも減少した。当事者系審判では、前年と比べ、特許・実用新案、意匠及び商標がいずれも増加した。また、審決取消となった件数について、査定系審判では、前年と比べ特許・実用新案は減少し、意匠は13件²、商標は3件であった。当事者系審判では、前年と比べ特許・実用新案、商標は減少し、意匠は前年同様に0件であった。2016年における査定系審判に関する請求棄却判決の全判決に占める割合（審決支持率）は、特許・実用新案が81.4%、意匠が7.1%、商標が80%となっている。

1-1-130図 2016年 判決件数*¹

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判* ²	48 (47)	11 (16)	1 (4)	13 (0)	12 (17)	3 (1)
当事者系審判* ³	54 (48)	23 (30)	3 (1)	0 (0)	23 (17)	9 (14)
異議申立て	0 (-)	0 (-)			5 (1)	0 (0)

(備考) * 1: 表中括弧内は2015年。

* 2: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

* 3: 無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料) 統計・資料編 第2章 17. (2)

1 特許庁の審決に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟。

2 うち12件は関連意匠による一連の事件。